

令和3年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年3月3日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会 （ 開 議 ）	3月3日午前9時10分宣告（第1日）																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 主 幹</td> <td>川 口 博 司</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 主 幹</td> <td>定 井 康 人</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 主 幹	川 口 博 司	上 下 水 道 課 主 幹	定 井 康 人
町 長	西 脇 洋 貴																														
副 町 長	植 田 充 彦																														
教 育 長	岡 弘 明																														
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																														
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																														
税 務 課 長	橋 本 雅 至																														
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																														
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																														
上 下 水 道 課 主 幹	川 口 博 司																														
上 下 水 道 課 主 幹	定 井 康 人																														
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																								
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																														
主 幹	高 橋 恭 世																														
主 査	大 文 字 睦 美																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>議案第 4 号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例 について</p> <p>議案第 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について</p> <p>議案第 6 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例について</p>																														

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|---|
| 議案第 7 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 9 号 | 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 10 号 | 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 11 号 | 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 12 号 | 平群町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 13 号 | 平群町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 14 号 | 令和 2 年度平群町一般会計補正予算（第 8 号）について |
| 議案第 15 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 16 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 17 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 議案第 18 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 19 号 | 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について |

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて</p> <p>同意第 2 号 教育長の任命に同意を求めることについて</p> <p>諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて</p> <p>議案第 20 号 令和 3 年度平群町一般会計予算について</p> <p>議案第 21 号 令和 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第 22 号 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算について</p> <p>議案第 23 号 令和 3 年度平群町水道事業会計予算について</p> <p>議案第 24 号 令和 3 年度平群町下水道事業会計予算について</p> <p>議案第 25 号 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について</p> <p>議案第 26 号 令和 3 年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第 27 号 令和 3 年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第 28 号 令和 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第 29 号 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> <p>議案第 30 号 令和 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 10 番 窪 和 子</p>

令和 3 年 第 3 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 3 年 3 月 3 日 (水)

午前 9 時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 平群町行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 平群町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 平群町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 2 年度平群町一般会計補正予算 (第 8 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) |

- について
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 2 年度平群町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 0 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 2 1 同意第 2 号 教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第 2 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 令和 3 年度平群町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 令和 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度平群町下水道事業会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 令和 3 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 令和 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

開 会 （午前 9 時 1 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、上下水道課の寺口課長が体調不良のため、本日欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、上下水道課長が欠席のため、川口主幹と定井主幹が本会議に出席されます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点から、本定例会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

暦も3月となり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に温かくなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和3年第3回平群町議会定例会の開催をお願いしたところ、議員各位におかれましては、公私御多用のところ御出席を頂き、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、政府は、1月7日に2回目となる緊急事態宣言を1都3県に対して発出し、1月13日には七つの府県を追加し、11都道府県に拡大しました。2月末日には、大阪、兵庫、京都を含む6府県は解除になりましたが、現在も首都圏の1都3県は引き続き継続をされております。奈良県におきましても感染者は減少傾向にあり、平群町の状況については、51名の感染者の報告がありますが、1月29日以降、新たな感染者の報告はされておられません。引き続き、感染防止に必要な対策を講じてまいります。

新型コロナワクチン接種については、国が進めております医療従事者向けの優先接種が2月17日から始まりました。4月からとされる高齢者のワクチン接種についてはまだまだ不透明な部分もあり、この後、諸般の報告にて概要を説明してまいります。

ワクチン接種につきましては、市町村では、過去にこれほど大規模なワクチンの接種を経験しておりません。それには、医療関係者の協力がなければ成し遂げることはできません。奈良県や生駒地区医師会の支援を協力いただき、住民の健康と安心を守るため、円滑なワクチン接種に向けて取り組んでまいりま

す。

さて、12月定例会から2か月余りが経過し、この間、町政に関わる主な出来事や取組や行事などについて御報告をさせていただきます。

12月21日には、平群史蹟を守る会が、創立50周年記念事業の一環として、椿井城跡に椿井城の案内板の寄贈を頂き、史蹟を守る会や地権者、椿井城址整備管理組合の関係者による除幕式を行いました。長年の文化保存活動に感謝申し上げ、平群史蹟を守る会のますますの発展と会員皆様方の活躍を祈念申し上げます。

1月11日には、新しく完成した総合文化センターで、新型コロナウイルス感染症防止対策をして初めての成人式が行われました。式典では、恩師によるお祝いのビデオレターが映し出され、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆さんに寄せられ、177名の新成人の皆さんが輝かしい門出を迎えられました。新成人の皆様には、この平群町で生まれ育った誇りと愛着を持ち続け、活躍していただけることを願っております。

1月14日には、平群小学校の校庭で大とんどが行われました。今年もPTAの皆様のご協力の下、大きなやぐらが組まれました。今年の恵方である南南東の方角から点火され、炎にくべられたしめ縄や書き初めが空高く燃え上がっていました。平群町の子どもたちが健康で健やかに過ごせることを心より願っています。

2月1日には、平群町が誕生して50周年の節目を迎えました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、記念式典等はありませんでしたが、これまでの平群町の発展のため、礎を築いてこられた先人たちの功績に思いをはせ、歴史と伝統を振り返りながら平群町の魅力を再発見し、町に対する誇りや愛着を育んでいきたいと思っております。

2月27日、28日には、関西最大級の寅の祭りとして恒例となった信貴山寅まつりが開催されました。今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、寅行列は規模を縮小しての実施や、しぎさんフードフェス、生駒郡4町と王寺町のブースの出店などについては中止しての開催となりました。また、寅まつりと同時開催で、NPO法人信貴山観光協会と信貴山観光ボランティアガイドの会の主催により信貴山城址巡りが開催され、松永屋敷などを回りました。当日は天候にも恵まれ、多くの歴史ファンが訪れました。

その他のイベントでは、ふるさと平群クリーンアップ作戦や、プリズムへぐり周辺の桜のライトアップイベント、4月29日に予定していましたへぐり時代祭りについては中止することを決定いたしました。

町財政におきましては、11月には、奈良県が特に財政状況が悪い平群町に

改善を促す重症警報が発令されました。そのため、緊急財政健全化計画を策定し、健全化の取組事項を着実に推進し、将来にわたり安定した財政基盤を確立するために、鋭意取り組んでまいります。

次に、今議会で上程しております令和3年度予算に関することについて申し上げます。

新年度予算につきましては、本議会で議員各位に慎重審議を頂くところでございますが、県の重症警報の発令や、現在の厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対して、限られた財源の中で、いかに町民の皆様への期待に応えられるのかを第一義に考え、緊縮の予算編成を行ってまいりました。

予算編成に当たっては、未確定財源を計上しない予算編成を目指しました。令和3年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町税収入全体が落ち込む中ではありますが、国の財政対策による普通交付税や臨時財政対策債の増額を見込み、諸収入も雑入の計上を回避することができた内容となっております。しかしながら、公有財産の売却収入を一定計上しており、その取組次第では歳入欠陥となることも十分考えられます。加えて、平群駅周辺整備事業を終結させる上で必要不可欠なことであることから、保留地処分に係る損失補償金を計上しております。

財政健全化の取組としましては、高水準にある地方債残高、公債費負担、将来負担を確実に縮減できるよう、普通建設事業については極力抑制し、地方債の発行を抑え、地方債残高を縮減していく内容となっております。

その他、事務事業につきましては、厳しい財政状況ではありますが、現在の住民サービスを維持することは最優先に予算配分をしております。当初予算で緊急財政健全化計画に掲げた健全化事項については、いまだ計上できていない部分が多いですが、その取組を着実に推進し、喫緊の課題である財政健全化を進めてまいり所存であります。このような困難を乗り越えるためにも、議員各位の御意見を頂き、御理解と御協力を切にお願いするものであります。

本定例会におきましては、上程させていただきました案件は、条例の改正案件が10件、令和2年度一般会計並びに特別会計の補正予算案が5件、奈良県市町村総合事務組合規約改正が1件、人事関連の同意・諮問案件が3件、令和3年度一般会計並びに各特別会計、事業会計予算が11件で、合計30件の審議をお願いをしております。いずれの議案におきましても慎重に御審議いただき、原案どおり可決、同意賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員については、会議規則第127条の規定により9番、山田君、10番、窪君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月 3日(水) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 4日(木) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月 5日(金) 空いてございます。

3月 6日(土) 休会でございます。

3月 7日(日) 休会でございます。

3月 8日(月) 予算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

3月 9日（火） 予算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）
午前9時より

3月10日（水） 空いてございます。

3月11日（木） 空いてございます。

3月12日（金） 空いてございます。

3月13日（土） 休会でございます。

3月14日（日） 休会でございます。

3月15日（月） 空いてございます。

3月16日（火） 空いてございます。

3月17日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月18日（木） 本会議（一般質問） 午前9時より

3月19日（金） 空いてございます。

3月20日（土） 祝日、休会でございます。

3月21日（日） 休会でございます。

3月22日（月） 空いてございます。

3月23日（火） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（窪 和子）

それでは報告をさせていただきます。

去る2月19日金曜日午後2時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました令和3年第3回定例会の議事運営についてであります。

また、新型コロナワクチン接種計画については、この後の諸般の報告で報告をしていただき、質疑を行うことと決定されました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

次に、新型コロナワクチン接種計画について、担当課より説明を求めます。

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、新型コロナワクチン接種計画につきまして御説明をさせていただきます。

きます。

資料がございます。よろしく申し上げます。

連日、マスコミ等で報道されておりますけども、2月ですね、臨時議会でお示しさせていただきました全体の内容とほぼ同じでございます。接種体制の遅れが懸念されているところでございます。

国のほうでは、ワクチンの確保が大きく取り沙汰されております。住民の皆さんにとりまして、いつどこで接種できるのかという御心配をされていると思っております。緊急に体制を構築することが、今現在、一番大事なことだと考えております。

資料ですけども、2の対象者のところでございますが、16歳以上に、強制ではございませんけれども、努力義務が課されております。感染予防効果と副反応リスクを理解した上で、自らの意思で接種することになります。妊婦は努力義務から適用除外とされ、小児につきましては、現時点では推奨されておられません。

続きまして、4番目ですけども、対象者とその順位及び接種予定時期でございます。

2月17日から医療従事者の先行接種が始まっております。3月1日の週、今週ですけども、順次、それ以外の医療従事者の接種が始まるということです。これは2月26日現在の情報でございます。奈良県では、※①でございます。医療従事者分として、3月1日の週、5箱、975バイアルですけども、4,875回分で、3月8日の週、来週ですけども、5箱、975バイアル、4,875回接種分が2回接種の1回分として奈良県に配送される予定です。3月22日と29日の2週にわたりまして、2回目の接種分が配送される予定となっております。以後につきましては、国からのワクチン接種配分に応じまして、医療従事者に順次接種となっております。ちなみに、県内の医療従事者の接種希望者数ですけども、2月12日現在で、希望者という形ですけども、現在5万人というふう聞いております。

※②ですけども、65歳以上の高齢者につきましては、これは住民接種でございますけども、4月12日から接種が始まると報道されております。奈良県では、4月5日の週に、奈良県全体で2箱、390バイアル、1,950回接種分、4月12日及び19日の週に各10箱、3,900バイアル、1万9,500回接種分で、4月26日以降の週に全市町村に行き渡るように配分するというふうに報道されてます。ちなみに、4月分の奈良県内合計で22箱、2万1,450回分、1万725人分の供給が予定されております。県内高齢者人口42万236人に対しまして1万725人分ですので、奈良県全体で2.

55%にしかすぎないという供給量になっております。

続きまして、重複して申し訳ございません。4番が二つありまして申し訳ございません。接種方法の案ですけれども、現在、生駒地区医師会と1市4町、生駒市を含めて、生駒市と生駒郡4町で協議中でございます。集団接種、個別接種ができる体制を調整させていただくように調整を行っているところでございます。

それから、5つ目の予約の方法でございますけれども、3月10日から専用電話回線を開始させていただきます。まだ詳しい情報というのはお答えできませんけれども、住民の皆さんがかなり心配されてると思いますので、その対応をしていきたいと考えております。それと、e古都ならを使ったネットによる受付も考えております。これは啓発でございますけれども、高齢者への住民接種のクーポンの発送予定でございますけれども、国のほうは3月の末までと言うてたんですけれども、今になって4月23とかいうふうな話も出てます。そういうことで、一応私どものほうは、印刷ももうかかっておりますので、3月末の発送予定をしております。そこにはですね、接種場所とかワクチンの供給が決定次第ですね、対象者に別途通知をさせていただきたいと考えております。

以上、ほとんど2月の議会から変更がないような状況でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 議案第4号 平群町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

2月5日の全員協議会で事前に説明があった内容なんですけどね、そのときも言いましたけど、部の復活は大いに結構なことだというふうに思うんです。ただ、そのときに意見として申し上げた、新たに都市建設課と観光産業課を一つにしてですね、以前の経済建設課にするというのはいかがなものかという意見を述べさせていただきました。全員協議会でしたので、当然意見だけなんですけどね。その意見、私と、それから下中議員も同じような意見を言われたと思うんですが、それを取り入れなかった理由というのは何でしょう。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

全員協議会で頂いた意見でございます。この2課につきまして、主に業務の内容も類似してるところもあるということも一つでございます。ただ、議員懸念されておったと思うんですけども、その課の課長の守備範囲が広がるということでございます。ただ、統合は可能だという判断したんですけども、御質問のとおり、仮に観光産業課、都市建設課が残ったということであれば、部長制を敷くわけですから、部長が統括したらいいんじゃないかという意見になっていくと思うんですけども、業務の執行が可能と判断したということでありまして。少しでも御理解を図りたいということもありました。そういうことから、統合してやっていくということの判断をさせていただいたというところでございます。

○議長

山口君。

○7番

全く理由になってないし、今課長自身が言ったようにやね、以前分けたときの理由もあるわけでしょう。部を敷いたら余計に課がやね、昔は組織のフラット化ということで、課をできるだけ少なくしてですね、課長が一応責任持って、あと三役とともに行政運営するということだったのに、今回、どう考えたって納得できないんですよ。

もちろんね、行政側が決めることですから、反対とかいう意味ではないですけども、2月5日、あれだけの意見も出てですね、今の説明じゃ全然説明にもなってないし、わざわざ統合する必要性は何もないわけですよ。強いて言うならば、そこの席が足らんというぐらいじゃないですか、はっきり言って。4席増やしたけども、それぐらいしか私、理由見つからない。別にこんなことで叱るつもりはないんですけどね、そのスムーズな行政運営という点で言えば、今まで二つに分かれて何か弊害があったんですか。何もなかったわけでしょう、

基本的に。一つにするメリットって何なんですか。それも今、全然答えられてなかったじゃないですか。町長答えてください、どういうメリットあるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

なかなかストレートな回答ができないということで申し訳ないんですけども、先ほど言いましたように、業務的には類似してるところもあるということで、何とか、財政厳しい中ですね、統合してやっていけるという判断、これがあるということで御理解いただきたいと思います。

それと、平成19年度より部制を廃止してるところでございます。フラット化だということで始めたというふうに記憶しております。ただ、14年が経過しまして、いろいろ各課ごとの縦割りの部分も出てきているという弊害もありまして、類似の課というふうな認識もございまして、統合に踏み切ったということでございます。

○議長

山口君。

○7番

それやったら、総務防災課と政策推進課だって統合したって構へんやない。よく似てるじゃないですか。そんなこと言い出したら、いろいろ課とか係とか、全部分ける必要なくなるじゃないですか。そうでしょう。だから、部を敷くことによって課を減らすというのが理解できない。普通逆でしょう。要するに、部長が全体を統合するんだから、普通、組織の考え方としてはそうだと思うんですよ。それと全く違うことをやる意味が分からないから、よく似てるからって言い出したら、ほかも全部よく似てるの全部一緒にすんの。それやったらフラット化でいいじゃないかということになるじゃないですか。じゃあ何で部にするんですかって、堂々巡りみたいな話になるからね。だから説明できないでしょう。部にするのは取りあえず、何というんですか、幹部として、例えば町長、副町長、教育長、それに部長が入って最高決定機関みたいになるんだと思うんですけども、それはよく分かるんです。それはええと思うんです。前からそういうふうに思っていました。ですから、ここの部分だけ理解できないからしつこく聞くんですけど、今の課長の答弁やったら全然答弁になってないと思うんですけどね。それで、要するに取りあえず1回やってみて、あかんかったらまた分けるというようなことですか。それぐらいの考えですかね。あかんかったらって、あかんようになるかどうか、ええようにしていこうとするんですし

ようけども、いずれにしてもちょっと理解できないんで、副町長、何かしゃべりたそうなんで、ちょっと答弁してください。

○議 長

副町長。

○副町長

理由につきましては、今総務防災課長が申し上げたとおりなんですけども、基本的に、もう少し付け加えて言うならば、都市建設課と観光産業課については、非常に関連する事務が多いわけですね。例えば、境界明示であるとか法定外公共物、土砂条例、宅地造成規制法の関係、これはそれぞれの分野で持っているわけですね。それについては、職員がそれぞれ、それぞれの課から一緒に出向いて事務をやると、そんなことになってますので、その辺のところについては、一つの課にすることによって、ある一定の集約が図れるということで、連携が図れるということはメリットがあるんじゃないかなということがあります。

基本的には、そういうことも含めまして、それともう一つは、ほかの課とのバランスですね、その辺のところも含めて総合的に判断して、統合しても可能であるということで判断させてもらったということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

その説明はまだ分かりますよ。確かにね、事務で一緒のようなもんがあると。ただ、でもほんまに範囲広くなりますよ。農業だって、農業委員会も抱えてますし、平群町の基幹産業ということで、人口的には就農者はそんなに多くないですけども、商工のほうだって観光のほうだって、結構いろんなことをやってるじゃないですか。この間やってるし、全体の中の予算の割に仕事量は多いわけです。ただ一方、都市建設のほうはですね、これは金額も大きいし、今後、今緊縮財政ですから、相当絞った事業にはなってますけども、それでも都市計画の問題では今後もまだまだいろんな問題も出てきますし、そういう点で言えば、課を一つにするんじゃないくて、整合するところは何とか、どうするかは別にしてですね、そういうやり方もあるんじゃないかというふうに思いましたんで、ただ、今の説明ではある程度理解できます。

ただ、そこの担当課長と、事業部ですから、事業部長との関係というのは、それはある意味、いろいろ難しい問題も今後出てくるか分かりませんのでね、これで全部決まりだということで、今回それでいくとしても、あと柔軟にやっていく中で、やっぱり組織機構というのは少しずつ見直すところはきっちり見直

していただきたい、このことはお願いしておきます。今の答弁で一応結構です。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○11番

これは、平成20年からフラット化するというのでやってこられて、十数年間たって、今現在部長制ということですねけども、住民ニーズに合ったとかいろいろ的確なこととか、いろいろ説明されておりますが、実際のところ、この部長制に至った肝と言いますのか、それは一体どういう意味ですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほども言いましたけど、部長制、部制ですね、これを廃止したのが平成19年度からということで、14年がたっているということで、各課の仕事ですね、これが確立されてきているということではございます。これに伴いまして、我々やってくる中で、弊害と言うたら語弊があるんですけども、縦割りが顕著になってきているのではないかなという、ちょっと懸念がございまして。住民の方々のいろいろなニーズというのを、課をまたいでる内容も多々あるということではございまして、これらを解消するために、似通った業務を受け持つところについては、一つのグループとして部を設置するというふうな考えに至ったということではございます。

同種の業務については、課を横断して指示を出せるような部長、これが必要だということで、今回こういった改正に至ったということではございます。

○議長

下中君。

○11番

課の弊害も少し出てきたということで、部長制を敷いて柔軟に対応していくということですねけど、これは確かに言えることではありますので、しっかりと柔軟性を持って対応していただくようによろしく願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

いろんな意見、質問とかはありましたけど、私自身、この間この全協でお話ししてましたように、部を設置することによって、部長さん、今度4人でできるわけではございますが、よそのある市では、部長だけ早く来られて、そこでいろ

んな悩み事とか、いろんな今現在起こってること、伝達せねばならないことを会議されてるといふ事例があります。それによって、職員には、朝の朝礼には必ず隅々まで職員にその伝達は取れていくと、そういうふうなやり方をやっておられる市がありました。それは案でございますので、よかったらひとつやっていただきたいなということと、やっぱり今まで部長制が平成19年になくなって課長制になってフラット化しましたけども、その間ずっと見てたけども、やっぱりね、課長の仕事というのは大変でしたね、見てますと。悩み事の多いこと。それと、やっぱり住民のニーズが広がってきた。それともう直接、副町長並びに町長に一定の理解を求めなければならないということで、課長さんの、主幹はおいでになりますけども、課長の英断というのは非常にしんどいところがあったように私は見てました。今度、部長ができますと、また課長も部長にいろいろお話ししやすいし、その点、組織としてはうまいこといくんじゃないかなというふうに私は大きく期待をしています。そういうことです。よろしく願いしたいなと思います。

○議 長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第4号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 平群町行政組織条例の一部を改

正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第5 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第5号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

何点か聞きますけども、まず2,500円の廃止、今何人の方が持家でもら
ってるのか分かりませんが、これ年収ベースで幾らのカットになるんでしょ
うか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

年収ベースで言いますと、個人1人ということ言えば、2,500円の1
2月ですんで、3万円減るということでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

そなん俺かって計算したら分かるよ。そうじゃなくって、全体で幾らのカ
ットになるんですかって、1年間。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

現在、64名の職員が支給を受けてるということで、年間にしましたら、き
っちり計算しますと、192万円の額ということになります。

○議 長

山口君。

○7 番

管理職手当の上限を100分の13から100分の16って書いてあんな
けど、これ属する級の最高の号給って書いてあるから、それぞれ5級、6級、
7級幾らになるんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、遅くなりまして。

まず、7級の課長級につきましては、金額に直しますと7万1,184円。それから、6級、課長級ですけども、6万5,632円。それから、5級、主幹級は6万2,880円と、現在の給料表で言えばそういう金額になります。以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

今回、規則で決めるということで、資料として出してもらってますが、4万8,000、3万8,000、2万8,000円。この金額というのは、今現在、給料に対して率で払ってる分についてですね、以前の説明では、全体として総額は増えないということでしたけれども、個々によって違うでしょうし、上がる人も、これより少なくなる人も当然出てくるんですよね。その辺の割合はどうなっていますか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

現在、平均しまして、課長で4万、主幹で3万という金額だと思います。前後1,000円ぐらいあるんですけども、おおよそですね、やっぱり1,000円から2,000円下がるというふうな金額となります。

○議 長

山口君。

○7 番

給料カットするわ、管理職手当下げるわ、すごいね。持家の人も多いやろうから、64人、それも全部2,500円。全部足したら、相当下がる人が出てくると思うんですけども、それでちょっともう一つ聞きますけど、この前の説明で、今度の管理職に対する給与カット、5%、6%で、全体で年間1,800万ということでした。これは、もう1回数字、それでええならそれでええと言っていたらいいですし、それと、1人平均にすれば幾らになるのか。要するに、管理職手当は別にして、この給料カットだけでいいんですけども、どうなるのかという。それと、もう一つは3年間にした理由、その二つ。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

管理職のこの今回、条例改正の分につきましては、効果というんですか、1年間の額につきましては約1,800万ということでございます。それから、1人の平均ということでございます。例えば、課長級でしたら6%カットさせてもらいますんで、すみません、今出してもらってる資料が年間でなっておるんですけども、これ、その課長級の中でも一番高い方で試算してるんですけども、減額するのが約47万円ということでございます。年間です。それから、5級の主幹であれば5%カットということになりますんで、年間で約37万円という形となります。

それから、なぜ3年間かということでございます。これにつきましては、2月5日の全員協議会のほうでもお示しさせていただいて、早期の改革プランの中での、何とか財源を捻出していきたいという部分でございまして、その関係で、そのプランが3年ということでございます。その部分での3年ということで設定させていただいたところでございます。

○議長

山口君。

○7番

47万、37万言うたら、1か月の手取り以上の金額。ボーナスも入るから、16から17か月に割る数字になるから、丸々1か月ということではないですけども、でも、ボーナスを別にして毎月もらう金額で言えば、1か月分がなくなるわけですよ。

町長にちょっと聞きますけども、管理職、主幹、課長といえれば大体40代後半から定年前までですよ。50前後の人っていうのは、子どもが2人か3人いれば、高校、大学、一番お金のかかるときですよ。その人たちの給料を3年間にわたって、これ47万円、3年間やったら、もう141万円になりますよ。それだけ給料カットして、前の説明では年金には跳ね返らないということでしたけども、退職金には跳ね返るんでしょう。跳ね返らないんですか。反対、退職金に跳ね返らないけど、年金に跳ね返るわけね。年金は一生もんやからね。そんなことね、皆さん管理職ですから、説明を受けて、嫌やというのは、なかなかこの間の何回かの賃金カットでもそういう話は出てこないみたいですけども、しかしね、一番頑張ってもらわなあかん職員の皆さんで、一番お金のかかる時期の人たちにそういう負担を負わせる、じくじたるものはあるというふうに思うんです。思うんですけども、よくそんな血も涙もないことができますねというふうに私は思うんですけども、そのことを一つ指摘しておいて、地方

公務員の給与決定の原則というのが地方公務員法24条1項に書いてあります。「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」。そして、同条2項で、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」。そういう中で人事院勧告とかもあってですね、そういうのに準じて決めてるわけですよ。平群町の給料が決して高いというふうに思いませぬし、特に管理職手当に至っては、隣の生駒市と比べれば半分もないんじゃないですかね。それぐらい差が大きく開いている中で、このカット。2,500円のカットも入る人もいますから、余計に大変になるわけですよ。財政が厳しいということが理由になってるわけですがけれども、じゃあその責任は管理職や職員にあるというふうに町長は考えておられるということで、それでよろしいですか。

○議長

町長。

○町長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

平群町、財政状況は本当に厳しい状況で危機的な状況にあるということで、県からも重症警報も出されたということで、財政調整基金も枯渇状態にあるということで、今回、まず管理職の給与カットという形をお願いさせていただいたんですけども、2月17日の日に管理職の説明会を開催させていただきました。財政状況も説明をして理解を求めたところであるんですけども、やっぱり給与というのは職員にとっては生活給であり、本当に町長としても心苦しいと思っております。本当に、管理職の皆さんにはまず協力を求めるところであるんですけども、管理職だけが責任あるというふうなことは全然思っておりません。行政ですので、過去からのずっと積み重ねというのもあります。そのことがあるので、管理職に全て責任あるというふうには思っておりません。過去からの分があるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長

山口君。

○7番

さっきちょっと地方公務員法読みましたけども、町長の今の言葉は別に矛盾もないし、そう思うんですけど、ただね、これね、今回初めてじゃないですか、もう何回もですからね。特に管理職に至っては、管理職手当のカットが早くから行われてましたし、非常に長い間行われました。その方たちは、多くもう退職されてますけども、そういう中でね、先ほどの地方公務員法の給与決定の原則から見てね、今度のこういうやり方、それから5%、6%という規模、

これについては、私は相当疑義を持っています。当然、財政大変だから、職員の皆さんも自主的に頑張るやろうということならいいんですけども、そうは思えない。今度のこの金額の大きさも、本来、毎月もらう給料の1か月分のカットを3年間も続けられる。どうせえって言うねんというような話に私だったらなりません。当然モチベーションは下がりますよね。やっぱり、そういうことも考えてやってもらわないと、こんな高額なカットのやり方というのは、非常に私は、平群町の今後のまちづくりや、ひいては町財政においても、僕は逆にマイナスだと思いますよ。人の力が一番、地方自治推進にとっては大きいわけですし、特に地方自治体の本旨は住民の福祉の増進ですからね。職員の多くも、もちろん住民の方も多くいらっしゃいますし、職員も含めて町全体を活性化させていくという一番の力になるわけじゃないですか。その職員の給料をカットするというやり方は、一番、行政としては本当に最後の最後、そういうふうな状況。もちろん、県との関係があって、苦しい立場でもあるんでしょうけども、しかし私は、この条例改正には全く納得できないし、さっきも言いましたけども、平群町の今後の運営から言っても大きな禍根を残すのではないかというふうに、非常に危惧しています。

もう1回だけ聞きますけども、地方公務員法に対して、違反とまでは言えないとは思いますが、これとの兼ね合いではどうなんですか。それともう一つは、県から圧力があつたんですか。その2点、お答え願えますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

御質問のありました地方公務員法第24条第1項だと思います、職務給の原則というのがございまして、公務員につきましては、その職務、職務に応じた、職責に応じた給与ということであります。今回につきましては、カットなんですけれども、職務給につきましては、課長であれば6級、主幹であれば5級というふうに、そこを変えてるわけではございません。賞与につきましても、それなりの率、役職加算等々でやっておりますので、職務給の原則には反しないんだらうなというふうには考えております。

あと、生計費、これを配慮しなきゃいけないという文言も地公法にはございます。この辺につきましても、どこまでが影響を与える、与えないというのは、もうかなり個人差があるということで、難しいなと思います。先ほど私が述べましたように、年収で言うたら四十何万、これ簡単な数字じゃないということも重々承知しております。議員おっしゃったとおり、給与のカットについては、もう最後の手段と言うたらちょっと大きいんですけども、やはりそういったこ

とをまずはですね、基金がゼロになったという経緯もございます。住民負担を求めやんなん部分もあるかと思うんですけども、まずは庁内で努力をしていかなければいけないという考えをしております。過去のカット、何回も何回もカットしているということで、特に大手を振って言える話ではないというのは、これは重々認識しておるところでございます。ですので、先ほど、地公法に戻りますけども、そういった部分についての違反ということについてはならないのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

今のはちょっとおかしいんじゃないの。だから、職員に責任ないって町長言ってるわけやんか、財政が今の状況になったのはね。それは、全体としての行政執行の中でのことやから、誰か1人が悪いということではもちろんないんやけど、でも責任取るのは町長でしょう、基本的には。職員は、その町長の政治姿勢に基づいて行政執行をしてるわけじゃないですか。そのとおりにやってきたらこんな結果になったということでしょう、簡単に言えば。ということは、全く責任ないんですよ。はっきり言わせてもらって、労働者として責任はないんですよ。きちっと仕事してるわけですから。だから、いろんな社会的な状況とかそんなんも全部あるから、一概に、町長1人だけが悪いということにももちろんなりませんけどもね、しかし、そういうことを考えるならば、なおさら職員の生活を一番大事に見ていく。もちろん、住民があつての町であると同時に、職員あつての行政じゃないですか。だから、そこを考えるならば、一遍の説明で財政大変やからごめんね、減らしてねって、そんなの誰でもできる話じゃないですか、そんなん。一番ずるいやり方じゃないですか。行政内部の努力でというのは、職員の給料カットすることが行政内部の努力とは私は思いません。何ぼ言ったって議案出してるわけですから変わらないんでしょうけども、本当にこれは禍根残しますよ。そのことは強く申し上げておきます。

もう答弁結構です。

○議 長

質疑ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○ 7 番

この議案には断固反対いたします。

現在、コロナ危機に加えて、財政問題でも緊急の計画を立てざるを得ない、このことはよく分かってます。だからこそ、最も平群町の住民のため、また町の財政問題で言えば、財政を健全化するために働いてもらうべき管理職の給与カット。これは、管理職だけじゃなくってですね、当然今後、職員全体に広げようという意図はありありですから、職員全体のモチベーションを下げることにつながります。

また、先ほども言いましたけれども、この間の平群町の財政健全化の方針、この十数年で4回出されてますけれども、全て成功したとは言いがたい。取りあえず、目先の黒字にはなって、何とか脱したように見えても、結局4回もつくらざるを得なくなったというのは、同じことを繰り返してるからだと私は考えています。ですから、今度のこのことはですね、財政健全化も含めた行政運営に、中長期的にマイナス効果しかもたらさない。財政健全化を言うならば、3年というくくりじゃなく、私は1年ずつ勝負すべきだというふうに思いますよ。せめて1年で切る。3年間も、町長の任期を超えたところまで職員の管理職の給料をカットするというのは、私はいかがなものかと考えます。

また、地方公務員法の給与決定の原則からも逸脱しているものだと考えています。特に、管理職の場合は労使交渉もできない立場ですから、それを利用した、半ば強制的な給与カット。行政の長として最もやってはいけない、私は手法だと考えており、この法案に対しては断固反対いたします。

以上です。

○ 議長

馬本君。

○ 12 番

いろいろ考え方はあると思いますけども、基本的に、誰でも給料はカットしてほしくない、町長もしたくない、管理職も皆一緒やと思う。私たち議会議員も報酬15%カットしてるじゃないですか。これも報酬、考え方あります。生活給と思っておられる議員さんもおいでになるでしょう。けども、それでも15%カットしてます。その前は20%カットしてました。なぜ平群町でこんだけカットしていかなければならないのか。管理職の方、今山口君が言うたように、数回カットしているよと。確かにそのとおりです。それだけ平群町が財政厳しいんです。ということは、皆さん、議員さんも認識されてると思います。これがそのままならばいいけども、奈良県である市とある町、もともとは北海

道の夕張市、大変なことになりました。それで、財政健全化法という法律が国会で制定されたわけでございます。それに基づいて、奈良県でも1市1町は健全化計画を出さなければならないような事態に至りました。平群町は、そんな事態になっては大変ということで、恐らく、町長はじめ管理職の方が、2月17日ですか、管理職の説明会を町長はされたということで、私はすばらしい管理職員やなというふうに、胸張って理解をしております。平群町健全化計画を、法に基づくイエローカードの計画をつくってはならないという認識であるというふうに理解もします。それは、最終的にはどうでしょう。つくれば住民に負担がかかってくるわけでございます。住民にとってはマイナスであります。私も、そういうことも考えながら、報酬については20%、15%ということにカットをしてきました。町長もどうでしょう、副町長もどうでしょう、教育長も奈良県下ですごいカットしておられるわけでございます。

私はね、平群町の財政が裕福やったらこんな議論は一つもする必要がない。けれども、この町をいかに住民にとって最低限度の経費で最高なる住民のサービスをしようというような、行政マン並びに議員としての、私は責務じゃないかなというふうに思います。よって、この管理職のカット云々については、私は、皆さん管理職の方には申し訳ないけども、イエローカードの計画をつくらないという意思表示を理解し、賛成といたします。

以上であります。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第6 議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

今回の改正は、県単位化になってちょうど3年になると。4年目から残り3年、6年間で統合ということでしたから、残り3年の中間で見直すということで、全面的な見直しには、コロナの関係もあってならなかったけれども、一応県のほうとしては、運営方針を見直して、それに基づいて、今回の条例改正ということなわけですから、この条例改正にはない県と市町村との関係で、一番国保税に跳ね返ってくる県への納付金の算定方法が変わったということはいろんなところで聞いてるわけですがけれども、今度の見直し方針による変更点、これをもう少し、今回の改定以外についても少し説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

国保の条例改正につきましてはですね、基本的には議員お述べのようにですね、県単一化による規定整備でございます。

本来、平群町税条例と、それから要綱でですね、この部分については全て網羅しております。それを県で、単一化に伴いまして、同じ条例化するということでの規定整備をさせてもらったということでございます。別に不利益になるようなことというのは、基本的にはないようでございます。ただ、後退することも若干ございます。というのは、奈良県下で統一をするんですけども、いろんな町によってですね、特別に減免をされている町がございます。それにつきましては、6年度までに統一するというところで、今回上がってない市町村もあるとは聞いております。基本的に、条例ないし要綱で全部網羅しておりますので、今回にはほぼ影響ないというふうに考えています。

それから、山口議員おっしゃってるのは、納付金の関係の話でよろしいでしょうか。納付金でございますけれども、令和3年度から一部計算方法が変わりました。これにつきましては、もともと県全体での納付金の必要額、それに県全体のシェアですね、それに収納率を掛けて、調整係数を掛けてというのが計

算方法なんですけども、その収納率がですね、もともと過去3年平均の収納率で、平群町であったら、過去3年98.38という、ほぼトップレベルの収納率で納付金が算定されてたということでございます。それが、今回から、市は97%、町村は99%というふうに統一されました。その関係で、大きな変更になったということでございます。平群町にとりましては、98.38と99%というのはほぼ同じ数字なんで、影響はないかと思われまして。ただ、額にしたら、試算したら300万程度増えるような状況になってございます。

それから、あとですね、今回も、これも何回も話してると思うんですけども、コロナ禍の影響で、県の3年度以降の推計がほぼできてない状況でございます。その中で、3年度につきましても、コロナ禍の関係もございまして、医療費の必要額を下げたということもございまして、納付額もかなり減っているという状況でございます。ただ、県との協議の中でですね、6年度にはこのリバウンドも当然出てくるであろうし、1人当たり医療費というのは伸びていくのは当然やということも考えておりまして、今現在、平成30年の1月に算定された完成年度の令和6年度の数字とほぼ同じ形で今出ておりましてですね、今のところ、令和6年度の推計値が出てないという状況でございます。

その中で、私どもにつきましても、今現在、今出てる状況で数字のほうは積算をしている状況でございます。今回、大きな変更になったというのはその辺りでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

今出た収納率99と97、町村99で市が97。市なんか、90%切ってるところもあるわけですから、それは大変な負担増になりますよね。

平群町、ちょっと調べてみました。決算出てる令和元年まで3年間ですよ。今説明なかったんですけども、その99%というのは、滞納分も含んだ現年度調定額に対する収納額やね。ただ、ずっと100%取ってる下北山村なんかは100%でいくから、それ、滞納がないわけだから。もう100%なら100%やし、その次落ちたら、例えば90%まで落ちたら10%分足りなくなるということになるわけなんですけど、平群町の場合どうかというと、今98.38%とおっしゃったけれども、29年が98.38%。今、過去の滞納分も含めてね、過年度収入も含めて、現年度調定額に対する率が98.38。平成29年が98.38ね。平成30年が100.14、昨年、一昨年になりますが、令和元年度は98.51と、こういうふうに数字だけ、決算書から見るとなると、平均で

98. 38、3年間のね。でも、これでも平群は今300万足らなくなるわけでしょう。だから、いかに収納強化をさせようとしてるかということですよ。今説明なかったけども、これに合わせて、県は徴収強化を市町村に、僕から言わせれば圧力かけてるわけですよ。もちろんね、払えるのに払えない人は論外としてですよ、払いたくても払えないぐらい、今、平群町は特にそうですけれども、全国的に国保税というのは高くなってるわけです。そういう中で県がこういうことを一方的に、各市町村長と相談して全て理解してもらったと県議会では答弁していますけれども、実際払ってる住民とは全く合意も何もしてないわけですからね。だから、そこんところについては、非常に問題があるというふうに思っています。

そこでね、今平群も例外でないって言いましたけれども、じゃあ県はどんな対策、要するに徴収のための対策マニュアル出してますよね。徴収強化と収納強化ということで。それ、簡単に言うと、要するに長期の分納を認めないというのが一つあります。要するに、原則1年だと、延びても。だから、今例えば平群町だったら、8回払いで滞納があれば、次の年、取りあえず1年間で、過去の分も含めて、その年の分も含めて払い終わらなさいよと。例外として、あと1年分ぐらいは、これまで平群町も一緒ですけれども、1年ぐらいは猶予見ますから、少なくとも2年で全部返しなさいねということなんですよ。そういうやり方をすると。それから、短期証については、1か月分の短期証しか認めない、こういうことも県は言ってるわけですよ。この対応について、平群町もこの間、そういう対応をされてますが、ただ平群町の場合は、それぞれの事情に応じてですね、3年とか4年とかはもちろんないですけど、2年にするにしたって、相当相談にもきちっと乗って対応されてるというのはよく知ってます。じゃあ、今度県が出した収納の対策マニュアル、全てこれで、もう情け容赦なくやるというふうに考えてるのかどうか、少額の分、少ない金額の分納はもう一切認めないという方向でいくのかどうか、その辺、町としては、今後どういう対応をされようとしてるんですか、県のこの方針に対して。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますけれども、この分納の話につきましては、国保税だけに限らないというふうに思います。やはり、全庁的な問題やと考えております。国保税だけがそういう国の方針に従っていく、これは当然従っていかなければならないと思うんですけれども、すぐにはいかないというふうに考えております。それと、今現在でもですね、かなり分納させていただいています。で

きるだけ払えるような金額の設定をさせてもらってですね、どうしても滞納は残ってしまうんで、それをできるだけ、本来なら1年間で、8期を12回に分けたりいろんなことをやりながら対応させてもらっております。それも、県の方針はもっと厳しい方針になってきますけども、それにはいずれ従っていかざるを得ないのではないのかというふうに思っています。国保税だけそうして、ほかの税はそうやっていくこともありますので、やはりそれは全庁体制で考えていくべきかと考えています。

短期証、うちは資格証は今のところ出しておりませんので、そういう保険証を取り上げるようなことは考えておりませんし、短期証についてもですね、当然、保険証の更新時ですね、そういうときには分納誓約をさせてもらって、短期証のほうで対応させてもらってるということで、3か月証ぐらいの短期証ということで対応させてもらっておりますので、どうしても悪質な方については1か月証でございますけども、基本的には3か月証での対応ということでさせていただきます。それにつきましても、今後、また県との協議の中で進めていきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

平群町は、さっきも言いましたけど、柔軟にいろいろ対応していただいでるんで、そのことには非常に評価してるんです。それを県のほうがですね、県単位化ということで、公平性ってさっきも言いましたけど、その公平性って何なのっていうことになるんですよね。単に、要するに、払えないのに払わすことが公平性だと私は思いませんし、そんな言うんだったら、国が全部責任持って国保やってくれよと。全国全部一律にしたらいいじゃないですかって思うんです。そうでなくてですね、今度のそれぞれの県全体で保険料・保険税率を一緒にするのは7府県だけですよ。47あるうち、40都道県はやらないんですよ。京都はやるかどうか分からんから40都道府県かもわからんけど。奈良県は、知事の方針で、奈良モデルのこともあってですね、そこに力を入れて一生懸命やるんだけれども、一生懸命、それはいいこともあるんだけれども、こういう地方自治に関わる、特に介護保険にしたって国民健康保険にしたって、それぞれの地方の実情の中でやってきたことに対してですね、国や県は、支援のお金を出してくれるだけでええわけですよ。あとは地方自治として本来やるべきことなんですよ。それをね、法律で県単位化に変わりましたから、県全体のことが反映するいい部分もあるんかもわからんけれども、今みたいなこういうところではね、直接、収納の窓口をやってない県が収納強化対策を出してくるっ

ていうのは、それぞれの市町村の実情に合ってるのかどうか。

今、課長の答弁聞いたって、やっぱり県の言うようにしゃくし定規にやっただけですね、非常に住民との間ではぎくしゃくしますし、実際、長い期間で払ってもらえるものも払ってもらえなくなってくる可能性だってあるわけですからね、そのことについてはね、ちょっと、町長のほうからも、そういうしょっちゅう知事と市町村長の会議があるわけですから、どんな議論をされてるのか知りませんが、それぞれがやっぱり地方の実情、市町村の実情をしっかりと私は県に伝えていただきたい。こういう強制的なね、強権的なやり方っていうのはやっぱり改めるべきだというふうに思いますので、そのことはお願いしておきたい。

今の課長の答弁で私は、平群町としては、今後のことは分かりませんが、取りあえず、新年度からもその立場で進めてほしいということをお願いしておきます。

それからもう一つ、減免制度、平群町は法定減免しかやってませんから、一般会計からの、要するに法定外繰入れはやってませんので、直接は関係ないんですけどもね、これについても、県が公平性を強調してですね、これは特に国もそうですけれども、一切法定外繰入れをさせないというような方向にあるわけですけども、これについてもね、地方自治の在り方として、私は間違っていると思うんです。さっき、課長から国保だけじゃなくって、収納の場合はいろいろあるというふうに言いましたけれども、そういうことから考えてもね、やっぱりその独自の減免制度、地方自治体のそれぞれの役割というか、その事情によってですね、国保だけではないですけど、その他のことについてもそういうことがあるんで、これについてもね、やっぱり町として地方自治を守るという観点、地方自治の在り方として、県の、今度の国保に対する、こういう認めないというやり方はやっぱり間違っているということを私ははっきり言ってほしいというふうに思うんですが、これらの点について、町長はどのように考えておられますか。

○議長
町長。

○町長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険につきましては、令和6年度から奈良県に単一化されるということで、保険税率につきましても、奈良県どこの市町村に住んでいても同じ税率というふうになるわけでございます。払いたくても払えないという方もおられます。平群町としては、窓口相談、これにつきましては、当然ながら、納付

相談にお見えになれば、それは親切に丁寧に対応させていただきたいというふうに思っております。あと、基準外繰入れですかね、その他の減免規定なんですけども、これにつきましては、一応奈良県下単一化されるということで、町独自の減免規定というのはなかなか難しいのではないかとこのように思っています。取りあえず、いろんな会議で、そういうふうなことがあったという意見につきましては言っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

地方自治の点で言えば、県も市町村も対等だという、基本的にはそういうことで、地方分権というのが十数年前から強く言われるようになったわけです。にもかかわらず、この間、奈良県がやってることというのは、どっちかというところ、本来応援する立場にある広域行政の県が締めつけるようなことはやっぱり間違っているというふうに思いますんでね、これについては、町長だけじゃなしに職員の皆さんも県との折衝とか対応とかいろいろあると思いますので、その辺は、それがまずあるということを考えて上でいろいろ取組というか、話をしてほしいということは、これは町長の今の答弁で結構なんですけれども、お願いしておきたいというふうに思います。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○4 番

ちょっとこの条例についてですね、国保に関係することなので、コロナ禍においていろんな状況が起こっています。ちょっと分かりにくい部分と、これでもいいのかどうかという部分があったので、ちょっとお聞きしたいんですけども。

まず、26条2項ですね。2項に、「保険税の減免を受けようとする者は、町長が定める申請期限までに」、この次ですね、「次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない」と書いてます。一番問題になってくるのは、申請書に減免を受ける理由を確認できる書類、これまでもいろいろ国の施策でも問題といますか、やっぱり急ぎの部分もあったのかもしれませんが、不完全な部分がございます、証明書というものを、そもそもどのように、何を提出したらいいのかというのが分からない部分がございます。具体的にはこれ、規則と書いてあるので、どこがどうなのか、ちょっとそこも説明していただきたいんですけども、

一番問題になってくるのは減免を受けようとする理由ですね。理由の書類っていうのを証明するって難しいことが多々ありましてですね、例えば、それに基づいて、前に戻りますと（１）ですね。そもそもこの震災、風水害、火災で、災害により被災された方となっておりますけれども、行方不明になった者はどうやって証明するのっていう話ですよ。これ、どういう設定に基づいてなのか、映画の世界だったらゾンビになって申請できるんかもしれないですが、これどうするの、法定代理人がいなかったらどうなるのっていうのはまず１点あります。

それから、（２）にしてもですね、著しく収入が減ったや、その世帯収入、収入分かるでしょうけれども、本人が証明するとなった場合、このア、イ、ウに関してもですね、これはどのように、もともと業績が悪化してた問題もあるでしょうし、コロナに入ってから２年目になりますから、昨年度との比較なのか。比較であれば、でもまだ確定申告前ですよ。一体いつできるのという話になりますし、ちょっとこの辺についてですね、ちょっと大きく２点になるのか分からないんですが、ちょっとお答え願えるでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、その辺につきましてはですね、要綱のほうに規定をさせてもらっております。その中で、まず行方不明の場合とか今おっしゃってましたけども、行方不明届出書というのがあるんですよ。警察に出さるんですかね。そういう届出の写しとかですね、それから罹災証明書の写しとかということになるかと思えます。それから、ほかに障がい者になるとかいろいろありますけども、そしたら、障害者手帳の写しとか診断書というのが添付の資料になります。

それと、収入ですけども、収入が確認できる書類っていうのはですね、今コロナでも同じなんですけども、収入というのは、実際、自分の申告になってくると思えます。当然、給与所得者であれば会社とかの書類が出てきますけども、自営業者とかになれば当然自主申告になります。今、確定申告の時期ですので、そういう申告の状況というのは御本人さんがされるということになりますので、その辺については、その書類というのは自分で出してもらえるかなと思えます。休廃業とかありましたらですね、届出されてますので、そういう書類も添付ができるかと思えます。減収が分かるものが必要ということで、それに準ずるものがあればいいというふうには考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

もちろんこういうことはね、もともと国保税というのは私も、今回本当は一般質問に取り上げるつもりだったんですが、議長の協力要請もございましたので、担当課には控えさせていただくつもりではございますが、実際、収入の15%であっても、所得の30%程度になる御家庭もあると聞いております。そういう意味では、ちょっとこの減免というのは重要なのかなとは思ったんですけども、先ほどもちょっと私の質問で、行方不明となった者というのに、被災証明書であるとか、これは、言うなれば今、法定代理人がいない場合と説明されたんですけど、自動的にということになるんですかね。そうなったら文言がちょっと変わってくると思うんですけども。要は、法定代理人がいないということは相続人もいなくて、資産はあるけれどもという方が被災されて亡くなったとなってきたら、罹災証明取りようないですもんね。ただ、それ誰がどのようにしてというのがちょっと気になったので、その部分が自動的にならなければ不納欠損になっていくのか、相続人がいなければ国庫に入ってしまうのか、ちょっと私もその辺知りたいんですけども。それやったら、国保で頂いたほうが助かるかなと思って。行方不明になった者をもう一度お願いしますというのと、事業所得においては、そういういろんな不正も防がなくてはいけないので、それも難しい問題だと思うんですけども、そこも担保されていけるのか、ちょっと確定申告が延びてる時期がございますので、4月15ですか、法人じゃなければ。法人は3月、いつもどおりの3月14でしたっけ、ちょっとあれですけども、個人事業主さんは4月15まで延びてるんですけど、そこについても問題ないと言えるのかどうかも含めて、分かる範囲で結構ですのでよろしくをお願いします。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、ちょっとそこまで認識ができてませんねけども、行方不明とかになればですね、当然誰も分からない状況になってきます。その中でですね、当然国保税だけ残ってしまうことになればですね、という調査物が出てきます。その中で、行方不明リストとかが出てきた段階ではですね、やっぱり欠損の状況になりますので、その辺はもう粛々と法的に対応はできるかと思えます。

ほかですね、申告の状況でございますけども、当然、確定申告時期というのは今年も延びておりますので、確定申告の書類だけを頼りにするのではないと

思います。先のこともありますので、それはその申告された段階での数字でいかなというふうに思っております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

この条例改正案については反対をいたします。

平群町で実害が出るということでは、先ほどの質疑の中では分かるわけですが、実害がないからいいんじゃないかということではなくてですね、今回の条例変更をはじめとする県の国保運営方針、この見直しはですね、国保加入者の実態をやっぱり無視したものだと言わなければなりません。また、地方自治の趣旨にも反してますし、市町村の地方自治のないがしろにするものだと考えています。そういうことで、到底容認できない。

本来町長は、住民の立場に立って、このような理不尽で、地方自治に反する条例の強要は拒否すべきだと私は考えています。見直された運営方針の内容も、国保財政の脆弱さの改善を国庫負担の拡充、充実などを国に求めるべきであるにもかかわらずですね、加入者への負担増と収納強化で乗り切ろうとするもので、このことについても容認できません。今回の条例改正だけを見れば、先ほども言いましたように、本町の国保行政に大きな変更はないものの、今後の県単位化での県の国保運営を危惧せざるを得ないことから、本条例の括弧書きの改正案には反対いたします。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

今回の国保のこの一部条例の改正については、先ほど提案理由にもありますように、県単一化に伴っての減免の基準を統一しましょう、その規定を整備しましょうという条例改正案でございますので、これについては、令和6年度へ向かって県下統一することは、私は賛成すべき議案と思います。よって、この

条例については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほかにごいませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第6号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

11時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前11時00分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第7 議案第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

今、最後のほうで説明あった所得税法の変更によって、所得が自動的に10万円増えると。住民税については、基礎控除を10万円増やしてるんで問題ない。国保についても、これまでの33万円の基礎控除を43万円にすると。介護については、条例でそれを決めて、もともとこの所得段階の表の金額は所得で決まりますから、控除後の分ですから、その控除後の分から10万円を差し引いて、その金額をここに当てはめると、そういう理解でよろしいですか。

○ 議 長

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長

議員のおっしゃるとおりでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

今回、基金が4億4,000万円あると。今年度の決算はまだ出てませんから、第7期終了時点で余ってるかというのは正確には出ませんが、4億4,000万から4億5,000万という数字になるような、運営協議会の資料ではそうなってるというふうに思います。それでね、今回、3億円基金を取崩したことで、基準額で年間で4,400円の引下げができるということですよ。裏を返せば、7期が高過ぎると、6期もそうでしたけど、高過ぎたということが言えるんですけど、そのことは別にして、何点か質問しますけれども、今回これ資料には出てないんですけども、運営協議会に出してる資料で見ると、保険料の算定基礎となるのは、介護保険の総給付費が基本的に基礎になります。今回の第8期の計画では、令和3年、新年度から5年度までの3年間、60億4,443万9,000円と計画では見込まれてるわけですね。これ、この金額がじゃあどうなのというふうに見る場合にですね。今年度までの7期の総給付費の実績、これを見るべきだというふうに思うんですが、たださっきも言いましたように、今年度はまだ出てませんので、介護運営協議会に出された決算見込みの数字で言いますとね、51億1,396万9,000円、これに対して、じゃあ8期3年間の総給付費はどれだけ上がってるかというと、18.2%なんですね。過去の実績、じゃあどうかというと、これはもう実績ですから、6期はその前の5期に対して11.2%、7期は、その前の6期に対して9.8%の伸びなんですね。このように、過去の実績から見てですね、今回の8期の計画の総給付費18.2%というのは過大ではないかと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

過去の実績からすると、今回高いのではないかということなんですけども、第8期の計画につきましても、総給付費については、高齢者数や認定者数の状況、また給付実績から求めているような状態でございます。直近を見ますと、令和2年度、見込みなんですけど、令和元年度、ここを見ても、毎年1億円増加しているような状況にありますので、そういうことからしますと、第8期で約合計60億円というのは妥当な金額と考えています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

確かにそのとおりなんです。でもね、いつもジグザグがあるんですよ。例えば、第7期の計画より今回の第8期の3年間の計画の総給付費と、第7期のときの計画の総給付費、どっちが多いか。今度のほうが少ないんですよ、8期のほうが。もう言うまでもないと思いますけど、若干ですけど、ほぼ一緒の金額。60億組んで51億だったんですよ。9億も乖離出しているわけですよ。その前の6期なんてもっとひどかったからね、率で言うと。大体、計画に対して82%が第6期ですよ。今度の、今の7期が大体八十四、五%ですよ。余った15%が全部、そのうちのだから23%、1号被保険者の持つ部分と、平群町の場合は、調定額が5%もらえませんか、最初の6期なんかやったら0.1%ぐらいしかもらえなかった。その差額の4%も1号被保険者の負担になっているわけですよ。今回の場合は、調整交付金が平群町も高齢化の関係か、今の人口構成の関係で3%を超えてきましたから、調整金の持つ分は減ってますけれども、しかし今回、51億の実績に対して60億というのはちょっとやっぱり過大、このことは指摘しておきます。

今、どっちにしたって結果はやってみないと出ないっていうね、今の国保のほうは、県に払う納付額を収納すればやっていけるようになっていますが、介護保険はこれまでの国保と同じで、実際にどれだけ給付費が出るかっていうのは予想でしかありませんから。ただ、過去の実績に基づいてもやっぱりやるべきだと。当然国の社会保障の会議の中でですね、介護保険については3年ごとの見直しの中でいろいろ変わってきて負担も増えるというのは分かります。ただ今回は、1号被保険者の持ち分は、これまで1期からずっと1ポイントずつ

上がったのが23%で据置きでしょう。ということは、そんなに跳ね上がらないのではないかというふうにも思うわけです。

ただ、平群町の場合に、新しい特養ができたり、介護施設が増えたりすれば、当然そのことによっても変わってきますし、今回の場合、デマンドタクシーをやる。これは、全体の金額に対しては保健福祉事業でやるということで、この部分については全て1号被保険者の負担になりますから、その分が増えるのは分かりますけれども、しかし、いずれにしても、私は過大だということは指摘しておきます。

それでね、例えばこれまでの実績、さっき言いましたように、11.2と9.8ですから、大体10%から11%の伸びというのが、この6期、7期、その以前からのやつと比べてね。例えば、10%の伸びとして試算すると、平群町の保険料はどういう計算になるか。ほかのことは全部策定委員会の計算式で計算し直しますとですね、10%で試算すると4億1,907万円ほど総給付費が減って56億ぐらいになるのね。それで計算しますとね、調整交付金もその分減りますから、600万ほど減りますが、それも考慮して計算すると、年間の保険料は5万2,913円、5万3,000円ぐらいになるんですよ。ということは、今の町の、今回3億円の基金もあって4,400円下がってますけれども、さらに4,900円ほど下げられるという計算になる。そこまで下げるかどうかは別にして、なるんです、計算上ね。ただ、さっきも言いましたように、今後3年間給付費がどうなるか、誰も確証は得られないわけですから、15%の伸びでじゃあ計算したらどうなるかというのと、これでいくとね、年間5万5,907円、5万6,000円ぐらいになるわけですね。これでも今の4,400円よりさらに1,900円引き下げられる。せめてこれぐらいの伸びでやるべきだというふうに私は考えてたんですが、今の答弁では、それはやる気ないでしょうし、やってみな分からないということなんですが、ただ過去2回、大きく間違ってるということは、この間、何回も反省しなさいと言ってきましたから、反省はされてると思いますけれども、そういうことも考慮して、私は策定委員会に事務局の案として出すべきだというふうに思ってますんでね、この議論も3年に1回、毎年じゃないですから、もうそうなったらその頃には忘れて、とにかく赤字にならなくてよかったということになるんか分かりませんが、その辺はしっかりね、担当課としては考えていただきたい。払うほうの立場も考えていただきたい。

それと、数字見てちょっとびっくりしたんですが、数字というのは、要するに、1号被保険者の数、3年間の数でですね、3年目、人数減ってますよね。これは、人口統計なんかで出しておられると思うんですが、平群町、人口全体

ももちろん減ってますが、65歳以上についても、総人数で言えば減るというふうに出しておられるんですがね、そこはどういう根拠でそういうふうになっているのか、簡単でいいですから、これは説明してください。

それともう一つ、最後に聞いておきますが、この間も言ってきましたけど、要するにね、当初の計画と、実際1年、そして2年目ぐらいになれば大体どういう傾向かというのは分かってきます、実績を見ればね。その実績の中で、3年ごとの見直しだから、相当大きな乖離があっても一切見直しはしないというのはね、私は、被保険者に対する責任ある立場とは思いませんので、この間何回も言っていますが、期の途中であっても、計画との乖離が顕著になれば、途中であっても見直すという、そういうことが大事だと思うんですけども、これまではさんざん拒否されてきました。しかし、今回は初めから言わしてもらいますが、その場合はですね、町長の決断でもって、町長の裁量でできることです。介護保険会計は町が責任を持って運営していますから、あまりにも大きな乖離がある場合は保険料も含めた見直しをすべきだというふうに思うんですが、その2点について答弁いただけますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えいたします。

高齢者の人口、横ばいか若干減ということの要因、なぜかということなんですけども、考えるところでは、人口減に合わせて高齢化が進んでいる、この二つの要因でそういうふうになっているのかなと考えています。

2点目の年度途中の基金の引下げということで御質問いただいております。これも以前にお答えさせていただきましたが、3年に1回として計画に基づいて運営されていますので、途中の引上げは給付見込みより実際の給付費が大きく上回った場合とか、運営上の支障がある場合に限り認めておりますので、年度途中の引下げについては難しいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

そういうふうにするやけどね、上げるときは見直しできる、下げるのは見直しできないっておかしいと思いませんか。国が認めてくれないはずはないんですよ、それぞれの町村の事情なんです。別に、計画決まったそのとおり、全てやらなあかんわけじゃないでしょう。途中で、当然、例えば保健事業を、

今回はデマンドだけですけれども、今後増えることだってあるかもわからない。その場合、途中だって当然やろうと思っただけです。それをとにかくかたくなにそういう態度を取るといのは、私はいかがなものかというふうに思いますんで、この点については、ちょっと町長ね、どういうふうに、柔軟に考える立場はあるのかどうか。いや、一切そんなことやりませんと、1回決まったものは、もう金科玉条、全く変えませんよということなのかね、その点どうですかね。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問に答えさせていただきます。

第8期の計画は、令和3年度から令和5年度までの計画ということで、今後、給付費はどのように推移していくか分からない状況であります。今後、高齢化も進んでいき、給付費も増えていくというふうに考えております。また、第9期の保険料のことについても視野に考えていく必要があるかなと思います。安定的に介護保険を運営していくには基金等も必要かなと思っております。まだ8期が始まっていない中で、現時点での期の途中での保険料の引下げについては、今のところは軽々には判断できないというふうに思っております。これについては、今のところでは、引下げという考えは持っておりません。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

考え持ってるとか、今から引き下げろという話をしてるんじゃないかって、柔軟に対応するんですかという話をしてるんであってね、ほんで7期のときも、7期2年目のときからずっと言ってるわけですよ。そのときから大きく乖離してるわけですよ。本来、そんな反省して是正するというのが、間違ったら正すというのが本来の筋じゃないですか。それが、保険料を支払っている被保険者に対する誠実な態度じゃないですか。そのことを言ってるんであって、今から架空の話をしろと言ってるんじゃない。柔軟に対応するつもりはあるんですかって言ってる。だから、さっき言ったように、金科玉条でもう一切変えないという立場なのか、その二つに一つを聞いてるんですよ。今のところ下げるつもりはありません、それは分かりますよ。今日出してきた下げるんやったらこんな出せないですからね。それやったら初めから下げたやつ出してこいよという話になるんで、そうじゃないです。柔軟な対応をするつもりはあるのかどう

かという話をしてるんですよ。もう1回答えてもらえますか。

○議 長

町長。

○町 長

今回、8期については基金を取り崩して保険料を引き下げました。今後は、高齢化も進んでいく第9期のこと、9期についてのこともやっぱり長期のことについても考えていく必要があるということで、そのことについて、柔軟に対応するかどうかについては、今、その状況を見ながら判断していきたいと思っています。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

この件についてはね、ちょっとお聞きします。

まずね、第8期の保険料の月額基準、基本的に基金残額が約4億5,000万と言われてるわけやけど、これの取崩しについてのパターンですね、どういう取崩しをやっていくかということをもっと教えていただきたいです。

それと、この件については、約16人の方の委員さんをもって協議していただいたと思います。うちの議員さんも2人いてはんねんけど、病気でちょっとお体を壊しはって出席してはらへん方もいました。この中で、去年の12月の24日ですね、このとき、第8期介護保険料月額基準額の設定についていろいろ議論されて、ここで採決されたように聞いてますけども、その経過、いろんな意見もあったと思いますけども、まずその意見の結果、採決されたのか、採決されたんやったらどういう形になったかということをもっと、町長に対して答申されたとか、そこら辺も御答弁願えますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

策定委員会につきまして、保険料の設定額につきましては、町からは一応、基金残高は約4億5,000万円ということで、その4億5,000万円のうち、この積み上がったのは第6期、7期で多く積み上がっていることを踏まえまして、第8期の早い段階で3億円を取り崩すと。あと、第9期で5,000万円もイメージしてるんですけども、それがあれば9期でも5,000万円取り崩して、その9期につきましては、今度さらにまた保険料も上がるということがありますので、第9期の保険料の伸びの抑制に充てると5,000万

円は。最終的には基金を1億円残すということで、策定委員会に提案させていただきました。委員の皆さん方には一定理解を頂きまして、委員長のほうから採決を取っていただきまして承認を頂いたところでございます。そのほか、意見としましては、所得段階の細分化について、さらに細分化してはどうかという意見もあったんですけども、町の考えとしまして、平群町の場合、国の標準段階9段階から2段階増やして11段階と、毎年、細分化にも一定の対応をしているので、第8期についても、現状の所得段階の区分でいきたいと説明を行い、一定了承を頂いた次第でございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ここが大事やねん。策定委員会として採決採りはった、採ったということやね。そこで、この保険料でよろしいですかと。いや、異議ありという意見はなかったんかいな、まずそれ聞こう。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

基金の取崩しにつきましては、第8期で3億円、大半を取り崩すということで、ほとんどの方は賛同いただいたということで、特に異議はなかったと思います。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

取崩しについてもそうやし、その取崩しについては、第8期の介護保険料月額基準額があって、そこへ3億円を取り崩していくよということやから、基準額決まってるわけや。それに対して3億円取り崩す、それには異議なかったということやな。ほんなら、ということは、料金に対しても異議がなかったという認識で取ってよろしいかいな。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

保険料額につきましても異議はなかったということでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

一言意見つけて賛成いたします。

今回の改定、1号被保険者の年額保険料基準額が、現行の6万2,200円から5万7,800円に、4,400円の引下げになる。これは、これまでのため込んだ基金4億5,000万円のうち、3億円の取崩しすることによるものです。8期計画の総給付費は7期実績より9億3,000万円増加し、基金の取崩しがなければ年間の基準保険料は7万2,000円になるという計画でした。3億円の取崩しで1万4,200円引き下げられたことになるわけです。

基金の取崩しについては、この間、私ども日本共産党議員団もずっと主張してきたことであり、この点は評価しています。ただ一方、先ほどの質疑でも言いましたけれども、計画の総給付費18.2%の伸び率はやっぱり過大だと考えています。総給付費が計画を大きく下回った場合は、期の途中であっても保険料を見直すことが、私は本来、当然あるべき姿だと思いますが、町長、最後に検討するということでした。明言はされませんでした。柔軟な対応ができるかどうか、今後判断していきたいという答弁でしたので、これまでよりは一定前進した答弁かなというふうに思っています。全く納得したというわけではありませんけれども、全体として保険料が7%余り引き下げられる。そして、奈良県下でも一番低い介護保険料になるというふうに認識していますので、そういう意味で、今後の推移も見る必要はありますけれども、今回の3億円を取り崩して保険料の引下げに充てたということについては非常に評価しているので、賛成いたします。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○4 番

私もちょっと、賛成なんですけれども一言だけ。

私としてはですね、ちょっと3億円減税ということなんですけれども、シミュレーション上、9期で値上げをする前提でお話をされてるわけなので、そうい

う意味ではですね、やっぱり一言、例えば2億5,000万程度でもよかったんではないかと、そういう意見だけは述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思います、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第8 議案第8号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6番

先ほど課長のほうから説明があった中でね、要旨のところ、地域密着型サービス事業として1から9まであるんですけども、この中で、今平群町で、この中のサービスでどれだけが受けられるものになってるのか、事業提供者がなければ当然受けられないので、そこら辺のところ、今現状がどういう状況なのか聞かせたいと思います。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

町がしている事業者の数ということで、今町内では8事業者、町外で19事業者、合計27事業者を指定のほうしております。それで、内訳なんですけれども、事業者、九つあるんですけれども、一つ目と二つ目、7、8、9、この五つの事業者についてはございません。あと、3、4、5、6なんですけれども、3番目の地域密着型通所介護、これが町内に2業者、町外に11業者、4番目の認知症対応型通所介護、これは町内に1事業者、5番目の小規模多機能型居宅介護、こちらの事業者は町内に1業者、六つ目の、認知症対応型共同生活介護の事業者が町内に5、町外に8事業者となっています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

これ、要するに、そう大した経費はかからんと思うんですが、それでも研修とかいろいろあって、当然施設側が経費負担になるんですが、そういう点については、公的な補助みたいなものはあるのかどうか。

それともう1点は、3年間の間にやるということなんですけど、できてるかできてないかのチェックとかいうのはどういう体制になってるか、その2点どうですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

これに係る費用の経費ということで、国の補助等あるのかということなんですけども、聞く限りでは何もないように思います。何も聞いておりませんので、ないと思います。

あと、対応されてからのチェックということで、特にチェックするのはどこかということなんですけども、事業者に義務づけられているものなので、事業者自体がしてもらおうと。経過措置なんで、今のところ罰則措置という規定もございません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

業者にしてもらって、条例つくるんやから、条例つくったそれぞれの市町

村がチェックしないと駄目なんじゃないですか、当然のことながら。だって、条例つくって条例どおりやってるかどうか、何も別にその辺のポイ捨て条例みたいに1人ずつ放ってるか放ってないか、そんなんとは違うわけやから、決まった事業者が数ある、町のほうで全部分かってるわけやからね、介護保険の事業として、当然、給付費払うわけやから、そういう条例で決めたとおりやってんのかどうかというのは当然、今度のことだけじゃなくって、これまでのことも含めて、当然するわけでしょう。それも別に決まったときでなかったって、3年間の間の経過措置の間にするということであれば、当然どういう状況でどういうふうに、だってこれ、全部周知しなあかんでしょう、当然ね。どういうふうに計画するかというのは当然町のほうでは把握してやっていかないと駄目だというふうに思うんですけどね、その辺のことはやっぱりきちんと町のほうでやっていただかないと、誰もチェックしないでしょう。何か起こってから問題になったりして、いや、条例では決まってるけど、全然そんなん、確認も何もしてませんでしたでは町の責任が取れないというふうに思うんで、それで聞いたんですけど、もう一度答えてもらえますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

各事業所につきましては、この周知ということがありますので、周知につきましては、今度周知徹底してもらおうということで、県のほうはまず事業者ごとに文書をもって、本来だったら説明会を行うということになってるらしいんですけど、今回はコロナ禍ということで、事業者ごとに内容の説明を書いた文書を送ると。併せて、県のホームページでも周知されるということになってますんで。それに併せて平群町も周知を図っていきたいんで、それに併せて業者のほうに徹底のほうを図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

先ほど聞いといたらよかったんですが、課長のほうから、地域密着型サービスの事業のうち、使えないのが半数ぐらいになりますよね、9のうち5つが使えないということで。これまでに、平群町で利用ができないというサービスについて、相談など、そういうふうな利用者からの声というのは来てるのかどうかという問題、聞こえてるのかどうかという問題と、今後、現在は使えないサービス事業が使えるようになる状況というのは見込めるのかどうか、そこら辺

の点、どのように見てはるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの質問にお答えいたします。

9個のうち、五つが指定していないという状況です。事業所の使用はということで、事業者からそういうことが、利用が求められているかということについては、ちょっとその辺の資料はないんですけども、そのように御利用したいということがあれば、町内にあるかないかどうか分かりませんが、近隣のところで利用できる範囲について、事業所に相談して、利用できるような指定を考えていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第8号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きます。

日程第9 議案第9号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第10号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平群町指定介護予防支援等の
事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案
どおり可決されました。

午後1時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 0時01分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第 1 1 議案第 1 1 号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第 1 1 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第 1 1 号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第12 議案第12号 平群町下水道条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

新たな住民負担をするということだと思いますが、まず一つは、例年、年度によって違うと思えますけども、年間どれぐらい、もう既に、コミプラ以外の公共下水道に接続している樁井や西宮、吉新ぐらいですから、そんなに多く残ってないと思うんですけどね。例えば、去年の実績、今年度の実績で言うたら何件ぐらいあるのか。それで、1件につき2,000円、2,000円で4,000円ですから、どれぐらいの収入になるのか、その点どうですか。

○議長

上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

検査の件数ということでございます。

元年度で43件、2年度で40件でございます。収入といたしましては、年間40件といたしまして、16万ということでございます。ただ、7月からの施行ということになりますので、3年度については30件程度、12万ということになるかと思えます。

○議長

山口君。

○7番

大した金額ではないと思えますが、説明の中でね、新たな手数料徴収理由として、下水道の健全運営のために金を取る、要するに最後のほうで説明してた繰入れが多いからと。それは当然、平群町の公共下水道の接続率との関係でね、いろんな諸事情によって企業会計にしたという状況もありますし、ここ数年は、コミプラ以外一切接続の工事もしてないし、今のまま大体続けばですよ、あと増えるのは緑ヶ丘のつながってないコミプラぐらいですから、それで運営してたら赤字になるのは当然のこととね、町のほうから出てる起債の償還は別にしてもですね、使用料で賄えるということにはならないわけでしょう。まだまだ

これから、今予定してるのは初香台や福貴団地も予定してますし、将来的には、町山間部は別にしてもですよ、どっちかというところについては、平地に近いところについては、コミプラのない団地については全て接続していくという方向。ただ、お金がないからなかなか進まない。そういう状況ならですね、当然その収入が足りないのは、もう当たり前なことですね、それをですね、これからつなぐ人たちに負担させようということになるわけですが、それでなくてもいまだに、今これ、今年度、今40件、昨年度43件ということでしたけど、まだつながっていない人も結構あるわけですよ。その人たちは、どっちかというところ、宅内工事費にお金がかかるということもあってなかなか踏み切れない。それから、使用料が、今の要するに、各戸浄化の浄化槽のほうがですね、経費というか、要するにかかるお金が少ない。水道料金に合わせてですから、一概に全部とは言えませんが、非常に高くなるというのがありますよね。その両方で、それにまた、工事費にプラス4,000円、大きい金額ではないですけども、するというのは、逆に接続を推進するんじゃなくて、余計できなくするような危惧をするんですけれども、その点どう考えてるのか。

健全運営というのは、要するに実質的に赤字になってるからそれを補填するためだと、それが年間16万ということなんですけどね、ちょっと中途半端過ぎるし、そういう細かいとこばかりやるというのは、私はちょっといかななものかなというふうに思うんですが、一つはその健全運営は要するにそういうことなのかどうなのか。それと、今言った接続するのをためらう、当然いろいろアプローチもされてるんだと思うんですが、そういうのは主に工事費、そういうことになると思うんでね、その点、私が危惧する点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

健全経営ということにつきましては、今議員のおっしゃられてたように、一般会計からの多額の繰入れということで、2年度も約1億5,000万ほど繰入れをしていただいておりますという状況がありますので、今議員がおっしゃられたとおりでございます。

併せて、住民負担ということになります。供用開始区域に新たに建築をされる場合には公共下水に接続するということがありますので、特に手数料が加味されるということで二の足を踏むということはないのかなと。ただ、今現状住まれている方につきましても、加入負担金で宅内の排水設備の工事費に比べます

と少額になりますので、接続することの障害にはならないのかなと考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

言ってることは分らんことないけど、少額だからいいとかね、金額少ないからええんだったら、じゃあみんな広く、例えば住民税はじゃあ今均等割、県のも合わせて非常に高くなってますけど、じゃあみんな1,000円取りますわと。そんな1,000円ぐらいやからええやないですかと言って、平群町金ないねんから、じゃあ住民税、平群町の均等割分、1,000円余分にくださいと言って、ほんで今、9,000人ぐらいの納税者がいてるわけでしょう。9,000人で1,000円やったら900万やんか。ほんだら、10年で9,000万になるじゃないですか。じゃあそういうのを取るっていう、そういう発想と一緒になんですよ。

だから、金額が4,000円増えたって、つける人にとってはそんなに、全体の工事費から見れば大した金額じゃないからいいじゃないかというような、そういう発想で財政健全化計画やってるんですか。住民負担増やってるんですか。じゃあそれだったら、手数料だって全部100円ずつ上げますわと。100円ぐらい増えたって別に大したことないでしょって言って、そういうことを言って住民に負担増するんですか。そんな理由でしないでしょう。

安堵町が財政健全化計画で全ての手数料を上げる、まだ実行はしてませんが、上げるというのを去年のどっかで、計画として発表してますよ。じゃあそれ住民に周知して、住民は、はい、そうですかってなるんですか。そんな普通の人は何回も何回もそんなもん取りに来ないんだから、100円ぐらい、金ないんやから出してくれたらええやんかって、そういう発想でこれ、値上げするんですか、町長。平群町の住民負担増のそういう住民に対するサービスってみんなそういう考えでやってるんですか。大したことないからいいんだという、そんなことをやってるんですか。今の説明はそういうことですよ。全体、要するに宅内工事やったら高ければ数十万かかる。それに対して4,000円、それに足すだけやと。つなぐ場合、10万要るんやから、それに4,000円足すだけやというような話ですよ。

私は、今言ったようなことで、町としては、町のそういう住民に対する手数料の考え方というのはそういうことですか。

○議長

上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

下水道事業の会計といたしましては、少しでも財源の確保を図るという観点で、何か徴収できるものがないかということで検討をさせていただいて上程させていただいているという状況でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

上下水道課がどうのこうのって私は言ってるんじゃない。そういう理由というのは、町長がそういう理由でこの条例を出してきてるわけでしょう。だから、ほかの部分についてもそういう、今川口主幹が言ったような考えで、全体の中では4,000円は少ないから、そんな負担にならないんだから、それを徴収するんだって言ったわけやんか。大した負担にならないんだって言ってるわけやんか。ほかのものについても全部そういう考えですかって聞いてんねん。そうなるでしょう。これだけ取り出して言えばやね、そういう理由になっただって、そんな理由で健全化ということになれば、何でもかんでも値上げできんねやんか。それで、住民が納得する話になるかって聞いている。だから町長に聞いてんねやんか。川口主幹は、それは下水道の立場としてやね、下水道会計がそういう赤字になってるからというのは、それは分かりますよ。取るところどこやねんという話やんか。町の負担減らすのに、住民から金、金額大したことないけどもらいますねんという話やろう。それやったら、穴空いてるとこ全部そうすんのかという話やんか。

下水道、これから使う人やから、使う前に金取られるわけやで。いや、それは変に思うか分からんけど、そういう理屈で値上げすんのはいかなものかという話やんか。健全化言うたら何でもできんねやんか、それやったらと、今の説明やったら思うんですよ。そう思いませんか。私言ってることおかしいですかね、どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

全てが全て財政健全化だからということで、住民の負担を求めるものではありません。今回は、確認審査とか完了検査に、ある程度その事務に係る経費が要りますので、その分について、見合う分についての負担をお願いしたいということで、全ての方にそういう形で負担を求めるものではありません。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

いや、それにしてもね、今まで取ってなかったわけやんか。ほんでこれ、どこ取ってんの、よそ。聞くところによると、三郷町が取ってんのかな。斑鳩町は取ってんの。奈良県下では三郷町だけという話聞いたけど。だから、そこも全然説明せずにやね、これからの人やからね、今もうつないでる人から金取るわけじゃないけども、ほんならそこに不公平が出るやないの。今までつながんかった、これは罰則か。でも、新しく、私のところの福貴団地なんてまだ接続もできないから、新しく例えば本管入って接続するときは、これ当然払わなあかんわけやね。だから、そういうことも含めてね、もうちょっと納得できるような説明で言うんだったら分かるけど、唐突にぱっとこういうの出てきてやね、財政健全化計画で取れるもんあったら何かないんかということを探して、三郷これやってるし、ええわというようなことで出てきた、ほんまに安易な方法としか思えない。これ以上言ってもあかんけどもやね、どこがやってるかだけ答えてくれる。

○議長

上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

今山口議員がおっしゃられたように、奈良県の中では三郷町のみが取っておられると。あとのところにつきましては徴収してないという現状でございます。

併せて、先ほど取るということの中では、確認審査、完了検査につきましても、現地のほうの確認も職員が行くということもありますので、そういうことも含めて徴収をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

その職員が行くから取るとかやったら、そしたら、家新しく建ちました。ほんで検査するよね、固定資産税のこともあるから。何ていうの、あれ、税務課がやるよね。それ、手数料取ってんのかいな。税務課、取ってる、それ、手数料。職員が赴くから人件費かかってますし、そのお金、それもじゃあ徴収すんの。いや、そういう話やねんて。何もかもって言わへんけども、既に昔から、もちろん検査で金取ってる部分もほかにはあるでしょう。別に全くないわけで

はないと思うのよ。でも、県の建築の確認審査だって金取ってるか、職員来てますけど。だから、そんなことを理由に言い出したら、全部矛盾が起こるわけよ。だから、町長今さっき答弁したように、納得はせえへんけども、基本的には、大変やから取れるところ取るって言うんやけど、私はそうやけどちょっとやっぱり不公平感というのはここんところでは拭えないというふうに思うんでね、出てきて、これも通って7月から取るということになるんだろうけど、あまりにも、これが健全化かという気がしてならない。これ以上言いませんけど、ならないというふうに思いますよ。こんなことやってるからいつまでたたって財政が大変だと私は思いますけどね。それは意見として言うておきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

僕もこれ唐突に出てきて、全協が今まであったから、全協で何でもまず出してえへんかったんかということを担当者に、主幹に聞いたことはあるわけやけど、議案もろてからな。そこでちょっと見たら、これは下水の関係やけど、上水の関係については、設計審査手数料並びに工事検査手数料を取ってはるわけやな。上水道についてはですよ。取ってるでしょう。今日はいてはれへんからな、それも分かるやろう、主幹。そうやからな、僕もね、負担云々は、それはあんまり好ましくないと思うけども、将来、水道は令和7年に統一するのかな、一応そういう予定になってんのかな。それはそれで一定のものは統一されると思うけど、下水についても、やっぱり僕は整合性取ってね、1,000円がええのか2,000円がええのか、そこら辺も吟味すべきやったなというふうに思います。

水道の場合、1,000円のところもあるし2,000円のところもあるし、4,000円のところもあるわけや。それから、3,000円のところもあるね、水道の場合。平群町は1,000円、1,000円、水道の場合、もろてはるわけや。下水、今度は2,000円、2,000円ってなってるけども、そこら辺は金額的には、僕自身もちょっとなというような気持ちはしますけども、整合性から見たら、水道も取ってるんやったら下水も取りはったら、僕は整合性あると思うよ。金額は別ですよ。そういうことだけ言うておきますわ。

○議長

答弁よろしいですか。

○12番

はい。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

先ほど言いましたように、これについてはですね、現在まで接続していない人、接続に伴う工事費と一体に負担が増えるわけですから、もともとさっきも言いましたけど、接続してない人というのは、接続に係る経費についてやっぱり心配があるから、なかなか今日まで接続されてない方が多いと思うんですね。そういう中で、今回、負担増になればですね、さらに接続をためらうことになるんじゃないかと。そういう意味では、逆に健全運営に逆効果ではないか。私は撤回すべきだというふうに思いますので、本議案には反対いたします。

○議 長

馬本君。

○12 番

先ほどちょっと質疑のところでは話しましたが、上水道も一定の基準で取っておられる。金額については1,000円、1,000円で下水は2,000円、2,000円。これについては、一定、私自身理解できないところもありますけども、基本的に私は整合性を取って、この議案については賛成をいたします。

以上であります。

○議 長

討論ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第12号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第12号 平群町下水道条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第13 議案第13号 平群町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

議案第13号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

さっきと全く一緒なんですけど、まず、今の接続対象件数、これはいつも農集では聞きますけど、件数と、現に接続している件数、残り何件、それを答えてもらえますか。

○議 長

上下水道課川口主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

農業集落排水の対象件数でございます。90件で、接続件数は58件、未接続が32件ということになっております。

○議 長

山口君。

○7 番

さっきも言いましたけど、公共下水よりこっちのほうが、要するに、ちょっとずつ増えてますけども、いまだにまだ32件接続されてないと。実際90件あんのかどうか分かんないですけど、住んでないところもあるかもわからんから。ただ、これこそね、要するに接続の障害になるんじゃないかと、公共下水道以上に。要するに、宅内広いですから、当然工事費は高くつきますよね。下の団地なんかよりはずっと広い敷地が多いですから。だから、そういう点で言っても、ここのほうがそういうことなんでね、もう同じことだから聞きませんが、こここそそういうやり方では、本当なら全部つないでもらっても町の持ち出しは相当あるわけですからね、これ、償還全部終わっても、相当ランニング

コストで一般会計から繰出しがあるわけですから、こここそ早くつないでもらうことこそが大事であってね、今度から年に1件か2件、ひどいときは1件も増えないというときがあつてですね、つくっても4,000円入るか入らんか、よう入っても1万円までの話で、それだったら早くつないでもらうために、逆に、早くつないでもらうほうが、後のコストというか、赤字幅が減るわけですから、積み上げのそれが下がるわけですからね。そこは考えたら、公共下水道と一緒にやらから全く一緒にしなければならないのかもしれないかもしれませんが、ちょっとどうなんかなど。これこそ考えもんやと思うんですよ。

もう答弁はええですけど、これこそ本当に考えもんですよ。どのようにつないでもらう気があるのか、努力するのか、そっちを考えたほうがよっぽど健全化効果があると思うんで、それはちょっとしっかり考えてくださいね。この4,000円のこともありますけども、これ以外でも。そうでないと、ずっとこれは、この施設がある限り、町が持ち出ししていくということになりますから、その点はしっかり考えていただきたい、このことは、一応意見として述べておきます。

○議長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

理由はもうさっきと一緒にです。さっきも言いましたが、農集のほうがさらに接続率は低いわけですから、つなぐことに全力を挙げるべきであつて、1件や2件、3件、32件全部入れてもらつても12万そこそこ、12万8,000円にしかならない。しかならないという言い方はあれですけども、そういうのよりも、接続のほうに努力すべきだというふうに思いますし、いずれにしても、住民の負担が増えるということについては看過できないということで反対いたします。

○議長

下中君。

○11番

本案については賛成をいたします。下水道事業会計と同じく、農業集落排水

事業会計の一層の健全化に資するための改正でありますので、賛成をいたします。

○議長

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第13号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第13号 平群町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第14 議案第14号 令和2年度平群町一般会計補正予算（第8号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

12ページと13ページですが、今、平群北小学校と中学校のトイレの洋式化で、国の第3次補正予算の補助採択を受けて今回予算措置をしていただいておりますが、これ説明の資料もつけてくださっておりますので、もう少し詳しい説明をしていただきたいんですが、この説明資料の3ページで、北小学校トイレ全面改修3か所、そして中学校が多目的トイレ1か所、新設ですかね、それとトイレ全面改修1か所となっているんですが、次のページのトイレの洋式化率の数字とちょっと違うのかなと、分からない部分がありますので、この点御説明願いたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、北小学校のトイレ改修工事でございます。箇所数で申しますと3か所ということになります。西館の1階、そして東館の2階、東館の3階の男子・女子のトイレの洋式化並びに老朽化改修。詳しく申しますと、そこには自動水洗でありますとか自動照明、そして自動換気扇、そして段差解消、そして従来、北小学校で大きな課題となっておりました2階、3階部分の配管のやり替え工事を実施したいと考えております。

そして、中学校のトイレ改修につきましては、一つには多目的トイレの設置。この場所につきましては、本館を入りまして1階の生徒昇降口の前の用務員室があるんですけれども、その用務員室の一部を活用いたしまして多目的トイレを設置をいたします。そして、もう一つはトイレ全面改修ということで、北館の1階の部分の男子トイレの洋式化並びに老朽化改善ということで、内容については、先ほど述べさせていただいたようなことでございます。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

平群北小学校はこれで分かったんですが、中学校の数的なものがね、令和3年3月末と令和4年3月の見込みとしましたら、校舎が1か所、この新設の部分だけ増えてるだけで、これでよろしいんでしょうか。

○議 長

窪君。

○10番

もう一度説明させていただきます。

中学校、今年の3月末で、和式6か所、洋式20になっておりますね。そして、来年の3月見込みでは、和式6か所、洋式21で、これここしか数字が変わってないんですね、多目的が新設されるということだと受け止めているんですが、先ほど申されました男子のほうですね、それがどこに入っているのかと思ひましてお尋ねしているんですが。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

中学校につきましては、多目的トイレは1か所新設ということになりますけれども、現状の体制の中で洋式化にしていくということで、個数は変わらないということでございます。

○議 長

窪君。

○10番

個数は変わらないということ、分かりました。

いよいよ平群北小学校ですね、本当に大変、生徒の皆様も保護者の皆様も本当に多くの要望を頂いておりまして、やっと平群北小、61.7%の洋式化率に、来年の3月、この補正を使って、予算計上されてまいります、全体で76.0%と改善されるということですが、洋式化率100%を目指す中、今後の計画として、何年後ぐらいに100%を目指してされているのかお尋ねしたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをいたします。

洋式化率につきまして、100%を目指すのかということでございますけれども、100%を目指したいという、当初は考えておったんですけども、昨今、このコロナ禍の状況の中でですね、子どもたちが、全てではございませんが、便座に座るのをちょっと抵抗があるというふうなことで申されているお子さんもそれぞれの学校で出てきておるといような状況に変わってきております。ですので、洋式を100%目指すということではなくてですね、この洋式化率の中で、和式と洋式を合わせてですね、学校教育の中でトイレを使用させていただくというふうなことで進めていきたいと考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

私もそれは大変大事なことはないかなと。100洋式化ということをもちろん目指してまいりましたけれども、そういう方々もいらっしゃいますので、それは大変大事だと思うんですが、では、100にはならなくとも、今の環境、コロナ禍の中の環境目指して、いつまでに大体一定の洋式化に対するめどをつ

けられるのか、あと何年後ぐらいの計画でされるのか御検討されておられますでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えをいたします。

まず、町の教育委員会の考え方といたしましては、以前にも御説明もさせていただいたかと思えますけれども、分母になります全トイレのトイレ数につきましてはですね、施設台帳上の個数ではなく、現在使用していないトイレでありますとか、今後使うことのないトイレなんかはカウントせずにですね、実際に使用する、または使用する可能性のあるトイレに絞り込んで、それを分母とする考え方を持っております。北小で見てもみますと、児童数の推移といたしますのは、ピーク時の昭和57年には610名在籍をしておったわけでございますけれども、今年度になりますと、320人という児童数ということで、ピーク時の2分の1の児童数となっておりますので、考え方といたしましては、この今の現状の体制で学校とも協議をする中で、この体制の中で進めていくという考えを持っております。

○議長

窪君。

○10番

分かりました。

半分になっているとは思っておりませんでしたけれども、子どもたち、生徒の皆さんが使用する箇所、ここは困るといところはもうほぼないのかちょっと分かりませんが、しっかりとそこはまた予算の確保をしていただいて、トイレは一番大事なところですので、やはり清潔できれいでないといけませんので、今後とも予算確保に取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思えます。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○6番

私のほうからも、トイレの改修のことについて、小中学校にお聞きをしたいと思えます。

私もこの問題はずっと取り上げてきて、特に北小は生徒数が増えている中で一番遅れていたということで、今回の3次補正で改修していくということなんで、それはよかったなというふうに思っているんですが、今課長、全ての洋式化とい

うのは、コロナ禍の中でニーズがちょっと変わってきて、洋式の便座を使えないという子どもたちもいてるので、一定そのことも加味して、最終的な整備の数字は100%にならないという状況もあるというふうにおっしゃった、それはそれでお聞きしたんですけども、今、小学校のトイレって、役場なんかはそうなんですけども、不特定多数というか、同じ生徒なんですけども、そこに座る、密着するということに対して、やはりそういう懸念を持ってるのかなというふうに思うんですけども、役場の女子トイレなんかだったら、便座を拭けるように消毒用の分を置いてくれてますよね。小学校って今それは置いてはるのかなというがちょっと分からないので、そういうのであれば、もしなければね、そういうのもちょっと配置をすることでね、そういうところの気持ち的なところがある程度緩和されるのではないかなというふうに私は思うんですけども、その点どうなのかという問題が1点。

それと、多分工事は夏休みになるのかな、繰越しをして、改修工事ね。そのときに、これまでもずっと言っていたんですけども、中学校に行かしてもらったときに感じたんですが、洋式化にするに当たって、便座ぐらいは、今先ほど聞いたら、自動照明とか自動水洗、これはされるということなんですけど、あとバリアフリー化、フラット化ということ。また、当然床も乾式化にしはるとは思うんですけども、併せて、冬場なんかのトイレの便座、最低暖房便座にすべきではないかということも、私、この間ずっとそういうことを言ってきたんですけども、そこら辺についてはどうなのかというのをお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、消毒の件ですけれども、それにつきましては、学校の御意見も聞きましてですね、今後どうするかというのも検討したいと思っておりますけれども、そこはもう協議、学校と相談をしていきたいということです。

そして、工事につきましても、夏休み中に竣工できるように目指していきたいとは考えております。

そして、便座ですね。中学校の多目的トイレにつきましては、温水便座とウォシュレットを設置する予定で計画をしております。ですので、今の段階では、温水便座は多目的トイレのみということで進めたいと思っております。

○議長

植田君。

○ 6 番

消毒液に関してはね、現場と十分相談されて、子どもたちがそういうことで不安を感じて使いたくないっていうのがあるのであれば、そこら辺は、それが解消されるような対応はぜひお願いしたいというふうに思います。

それと、暖房便座については、中学校の多目的トイレ全てされてるのは分かります。ウォッシュレットも含めてついてるから、当然暖房もついてるのは分かるんですけども、中学校に以前行かしてもらったときに、洋式化になったけれども、ちょうど冬場の卒業式か何かに行かしてもらったときに、冷たくてなかなか座るが大変やったっていうのがあったんでね、やはり今の時代ですので、そこら辺はやっぱりちょっときちんとしてもらいたいと思うんですけども、今洋式化になってる100%の平群小学校は、通常が多目的ではない洋式のトイレはどうなってるのか。今年、南小を改修しましたね、大分。あのとき、町内でも今洋式化になっていってる中で、じゃあ平群小の洋式化の部分も同じような状況なのか、暖房便座ではない便座で普通の洋式化という形になってるのか、そこら辺の状況、ちょっと教えてもらえますか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

平群小学校の便座でございますけれども、平群小学校も温水便座はつけておりません。暖房便座はつけておりません。普通の便座でやっております。

○ 議 長

ほかに。下中君。

○ 1 1 番

11ページですか、ため池氾濫のことでちょっとね。以前にも説明受けたように思いますけれども、実際減って何か所になってるのかと、これ、仮に30か所申し込んで20か所に減ったのか、受益者面積とかいろいろなことでの少ない数になったのか、これ、どちらか説明をお願いいたします。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

ため池の今年度の調査の件数が、当初予算案では51か所、結果的には12か所のハザードマップを作成するということになっております。51か所から39か所へ減りました理由なんですけど、一つは、51か所のうち、ため池施設そのものの底樋というのがあるんですけど、そういったものが損傷していて、そもそも水がたまるような状況になってないというような池だとか、ため池が利

用されてなくて、土砂が堆積して水がたまらないようなもの、あるいはそのため池が決壊したと仮定しても、下流側に民家や公共施設があるんですが、地形上ですね、そこには氾濫した水が流れていかないというようなため池、あとはグラウンドレベルから掘り下げて造られているようなため池で、そもそも堤体、堤というものがなくて決壊しようがないというようなため池について除外した結果、12か所のため池が、下流側500メートル以内に家屋だとか公共施設があって、仮に決壊したとしたら、そういったところに影響があるといったものを抽出した結果、12か所ということになりまして、この12か所に対してそれぞれハザードマップを作成しまして、4月以降、ホームページ等で公表していくといった流れでございます。

○議 長

下中君。

○11番

ということは、受益面積にはあんまり関係なく、池そのものの機能によって削られたという理解でよろしいですか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

池の現状を見たときに、特に被害が及ぼすといったものではないというのを除外したと。仮に決壊したとして、下流側の民家だとか公共施設に影響が及ぼされるといったものについて、注意を喚起する意味でハザードマップを作成するといったことでございます。

○議 長

ほかにございませんか。山口君。

○7番

ため池については、今あったように、要するにもう必要なかったということで、基本的に調査は、これで平群町のため池については終わったということですね。あとどうするかというのはちょっと答えてもらいたい。あともう何もせんでええの。あと補修せなあかんとか、そういうことはあるんですか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回、ハザードマップをつくりますため池に関しましては、基本的にはさほど問題がある、あるいは耐震性に問題があるといった答えになったものではございません。ただ、それ以外のハザードマップをつくらないため池に関しては、

営農上、農業をやる中で利用されてるもので、今後改修が必要なものだとか、あるいは老朽化しているといったものについてはですね、受益者と相談した上でですね、例えば改良が必要ということで、これは地元負担金も必要になってきますので、そこら辺のことも協議した中で、御要望があれば改修工事をするということもあり得るかなというふうに思ってます。調査としましては、以上で全て基本的には終わったということです。

○議長

山口君。

○7番

営農上必要があれば、当然、一つ聞きたいのは、防災上は大丈夫と。ただ、営農上必要と、その辺の分け方がちょっとよう分からんけど、一番心配するのは、その12か所については、12か所かそれ以外のものでもこれまで調査した中で、被害が出るようなため池がもしあれば、それは補修しないとあかんわけですよ。その補修についても受益者負担ということで、地元負担というのは発生するので、それは協議して、それから予算化していくということになるということでええんですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

これまでの調査の結果ですね、喫緊に防災上補修しなければいけないといったため池については見つかりませんでした。ただ、やはり老朽化したり、あるいは設備として使い勝手の悪い古い設備とかといったものについて、営農上必要なものについては、地元負担も含めて、地元と協議しながら、改修するかどうかということは協議していくと。

先ほど申しましたが、このハザードマップに関しましても、もし決壊したらどういった影響があるかといった注意喚起のもので、この12か所についてもですね、防災上、改修が必要ということではありませんので、今のところ、地元、営農関係なしにですね、すぐにでも改修しなければいけないというような状態のものは今回ございませんでした。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。

ふるさと納税で、基金の状況で見ると、今年度積立額が1,834万円。これが、今年度、今のところ予算として、寄附金として入る金額ということによ

ろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税の寄附金の件でございますけども、ふるさと納税は12月補正でも補正させていただきましたけども、今年度の3月の補正後の見込みで、ふるさと納税の寄附見込額としては1,500万円と考えております。もともとふるさと納税のほうで全て使っているわけございませんので、今年度の寄附見込み1,500万円と合わせて、残高がそのようになっておると、そういうことでございます。

○議長

山口君。

○7番

いや、これ残高違うよ。積立額が1,834万円やで、基金の状況は。積立額やで、今年度の。取崩しが403万8,000円で、今年度末の残高見込みが1億8,008万2,000円とこうなってるわけやから。だって、積立てはその年度のやつは全部その年度に積み立てるんでしょう。ということで、1,834万と見込んでるということでええんですね。同時に、今現在で幾ら入ってるんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

積立額の見込みについては、この基金の表のとおりでございます。ふるさと納税ですね、今現在幾らかということでございます。ふるさと納税につきましては、2月末現在で1,473万7,000円の寄附を頂いております。

○議長

山口君。

○7番

来年度の新年度予算でも1,700万円ほど組んでたと思うんで、この間相当これ増えてるんですけどね、相当いろいろ努力されてる結果だというふうだと思うんです。それは非常にいいことだと思うんですが、また新年度予算で聞くから、これはええです。相当努力されてるんだということで、それは御苦労さんですと言っておきます。

それからですね、道路橋梁費の橋梁定期点検に森脇橋があるんですけど、森脇橋、この前、橋の長寿命化で工事してましたよね、歩道の舗装もきれいにな

ってますよね。これ、既に終わった工事との関係はどういうことですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

提出いたしました2ページ目に、今おっしゃっていただいた内訳が出ております。橋梁点検（9橋）のうち、4番目で森脇橋ということで出ております。先ほど議員おっしゃっていただいたように、改修工事をやっております、足場を撤去、検査完了ということで、年度中には終わると。この改修した早々に点検かということなのですが、この点検につきましては、橋梁の定期点検ということで、5年に1回ということが決められております。今現在、1巡が終わって2巡目になっております。2巡目で、令和3年にちょうどこの森脇橋が当たっていたということで、それを、補助金の関係で、今回補正ということで上げさせていただいております。

この定期点検というのは、点検することによって、1から4の判定がございます。1が健全、2が予防保全段階、3が早期措置段階、4が緊急措置段階ということでございます。区分3になりますと、平群町ではもう改修工事を行っているということでございまして、その改修工事と、この定期点検が時期が重なってしまったので、こういった結果になったということでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

それでも、長寿命化した後すぐ点検でも100万円もかかるというその辺がちょっと理解できないから、こんだけかからん場合もあるということでしょうか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

人間ドックと同じようなものでして、健全か不健全かというところはやってみないと分からないと。点検費用がその分かかってくるということでございますので、点検費用にこれだけの費用を要するというところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

そんなしゃくし定規で、だって長寿命化って何のためにするの。古くなって

弱ってたらあかんから、強度をきちっとするわけでしょう。それしてから今度またすぐ点検って、この前もあの橋についてはちょっといろいろ意見もらってるんですよ、あそこを使う利用者から。そんなどうもなってないのに何でやって、まあまあ見た目で言いほすから、それが正しいというふうに僕も肯定はしてないんですけどね。長寿命化事業で町内の橋を全部点検していろいろ工事やっているんですよという。金もないのに何であんなすんねんというのが率直な意見としてはあるわけ。もちろんそれは安全第一ですから、やるのがあかんというふうに僕は思っていないから、こうこうこういう理由ですよというふうに説明はしてるけど、そういうのもあって、そうやのに今度また点検で出てるから何のこっちゃというふうに思ったもんですから。

だから、ちょっとその辺ね、あまり機械的な対応というか、国のあれで決まってるからやらないあかんというのは分かりますけども、そのときに一緒にやるときゃ済んでんのと違うのかなと、ちょっと早いけどというふうにも思うんでね、ちょっといろいろあるんでしょうけども、そのことは指摘しておきます。

それからですね。椿井橋本ダムですけどね、風船ダムですよ。これ、870万、全部県補助で今回やるということになってるんですけども、新年度予算で1,000万出てますよね。それも測量設計なんですよ。どこが違うのか、ちょっとこの資料、これ見ただけで分からなかった。この補正は、870万では何をしますか、まず。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

この令和2年度の補正で870万です。これは、国の補正ということもあって、繰越しをさせていただきます。870万の内訳としましては、うち370万円が井堰の機能の診断でございます。井堰というのは、井戸の「井」にせき止めるという字の井堰です。河川の中にダム状の構造物があって、河川の水位を上げて、それによって水田に水を引くといった施設。この井堰が町内にあるわけですけども、この機能診断についてはですね、椿井の橋本ダムを合わせて6か所の井堰について機能を診断すると。それが370万です。

残り500万が実施計画策定ということで、これについては、橋本ダムについての実施計画策定。この橋本ダムに関しましては、昭和56年3月に建設されて40年ほど経過しております。その年数でかなり老朽化が進んでおりまして、もう営農に持ちこたえられないというような状況と、それとその後ですね、水田の面積がかなり減っておりますので、この橋本ダムそのものを全く同じ状態で造り直すということではなくてですね、受益面積が減ったということで、

こういった規模の施設が必要になってくるのかといったことを、実施計画の中で、500万ということですが、きちっと調査していくということです。基本的な計画の策定です。

令和3年度に予算をお願いしております1,000万については詳細設計ということで、実際に工事するために設計図面をつくる、あるいはその設計図面に基づいてこういった材料がどれだけ要るか、あるいは労務、人工数がどのぐらいかかるかという、いわゆる設計書づくりのための詳細設計ということになります。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

40年、たしかに40年、私もあの工事をやっていたときはよく知ってます。まだ20代でしたけど。ここのところ、地元の人らも非常に苦勞されてて、元に戻そうと思ったら数千万円かかるというような話も聞いてるんで、とても平群町のあれではできない。

それで一つ聞きたいんですけどね、新年度で詳細設計して、その次の年ぐらいから、それに基づいて、どういう形になるかは分かりませんが、使えるようになると思うんですけどね、ちょっと資料持ってこなかった。斑鳩の風船ダムは、補助金が、水土里という何か団体があるんですか、そういうところから5年ぐらいかけて、ある程度、数百万ずつ町が積み立てしてですね、補助金も相当もらって補修したというふうに聞いてるんですが、平群町の場合はそういう手法じゃなくて、今回の場合、最初の井堰診断、これはほかもありますけれども、370万のうち、椿井橋本ダムにも幾らか使って、ほんで診断の後500万円で実施設計、計画をするということなんですけど、今度例えば本体、やり方はどうなるか、もちろんまだ今のところ分かりませんが、それについても、新年度予算で1,000万で言うと、国が55%の補助で、あと残り450万のうち、町が225万、地元が225万とこうなっていました。その後の工事、これに基づいてやる工事についても、そういう補助割合でできるということよろしいですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今お述べいただいたとおり、工事についてもですね、国県で55%の補助です。残りを地元負担と町が2分の1ということで、財源内訳としてはそうなり

ます。

以上です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

斑鳩の方式というのは、過去にそういった事業の手法もございましたけども、今現在、最も有利な事業として、事業名としましては、農業水路等長寿命化防災・減災事業といった、防災だとか、あるいは減災というものを主眼として長寿命化していくといった事業でございます。それが、国県55%補助と、これが最も有利な事業かなということで、それを選択したということです。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、この水土里ネットという土地改良施設維持管理適正化事業というのは、もちろん、町のほうでも、斑鳩がやってるからそういうのも検討して、今答弁あったように、国55%のそっちのほうの方が有利なんでそっちを選択した、そういうこと。それか、もうこの事業というのはないのかどうか、その点だけもう1回答えてくれる。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

この事業を採択をお願いするに当たって、県だとか農林水産省とも協議してですね、最も有利なということで選択しましたので、斑鳩の方式の事業というのは、ちょっと詳しく財源内訳とかは分からないんですが、対象にならない、あるいは今、そういった事業そのものがないかということだというふうに思っております。2年ぐらいかけて、これまで奈良県のほうとも農水省のほうともいろいろ協議しておりましたので、最終的に選択された事業で実施するということです。

○議 長

山口君。

○7 番

それならそれでいいんですけど、斑鳩のほうを見ると、国の補助3割、県の補助3割、土地改良区の拠出金が3割ってこうなってるんで、国と県で55%やったら国と県で6割ですから、ちょっと違うだけですけども、そういうふうに県とも相談してやられてるんだったら多分間違いないと思いますけど、こう

というのがあったものですから、事務所は樫原に、水土里ネット奈良って書いてますけど、まあまあ分かりました。この件は結構です。

それから、次に減収補てん債ね、これ初めてですよ。これまで減収補てん債というのは、もともと法人事業税の、要するに景気の動向で、平群町はあんまり法人事業税というのはほとんどないですから、あんまりこれまで関係なかったと思うんですが、大都市なんかやったら、企業の景気動向によって相当収入が減るということで、それが今回、コロナの関係で、今まで対象にならなかった地方消費税とか不動産取得税やたばこ税、そういうもろもろの税というか収入も減った場合になるということ、平群町の場合、今度3,030万ですけども、この内訳というのは分かりますか。平群町の場合、今年度何が減って、主に地方消費税だと思うんですが、その点は、その3,030万、こういうことですよというのは説明はあったんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

減収補てん債についての御質問でございます。

減収補てん債については、従来は利子割交付金、法人税、住民税割の減収に伴う分でございますけども、令和2年度に限りまして、新型コロナウイルスの影響により減収が生じるものについて、特例的に対象品目が追加されたと。その対象品目について、平群町の場合は、地方消費税交付金と地方揮発油譲与税が当てはまると。地方消費税交付金については、あくまでもこれは交付税の算定上、基準財政収入額の話でございますけども、地方消費税交付金でマイナスの2,924万2,000円、地方揮発油譲与税でマイナスの1,003万7,000円ということ、減収見込みが3,027万9,000円ということ、3,030万円の発行、今回増額補正させていただいたところでございます。

○議長

山口君。

○7番

この減収補てん債については、今ちょっとありましたけども、基本的に、元利償還の75%について、後年度、基準財政需要額に算入すると。ここでちょっと聞きたいんですけどね、要するに需要額に算入するというのは、差額がもちろん交付税で下りてくるわけですから、需要額に算入ということは、その分増えるわけですよ、75%。通常よく、起債した場合に、50とか70とか30とかありますけど、パーセントの後年度交付税算入とありますよね。

それと基本的には考え方は一緒でいいんですか。需要額に算入するのと、その交付税算入と、考え方としては一緒でええんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、この減収補てん債の交付税算入の件について御質問いただきましたけれども、今回、我々平群町の場合ですね、減収予定となる地方消費税交付金、地方揮発油譲与税に対する発行分については、交付税算入率は100%でございます。

それと、この減収補てん債については、地方財政法第5条の規定によりですね、公共事業の整備事業を充当対象事業とするということなので、この減収補てん債は小学校、中学校の補助金を除いた地方負担分に充当するというようなので、算入の考え方については同じでございます。

○議長

山口君。

○7番

コロナがまだ続いてまして、いろんな意味でいろんなところが減収。これは、個人住民税が対象になってないから別ですけども、新年度についてもね、当然出てきますよね。それについては、何の指示もまだ出てなくて、当然、当初予算にはなかったですから、それについても来年度も、今回のようなのが続けば、そういう措置が年度途中であるということによろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今回の補正予算での減収補てん債については令和2年度限りの措置ということと言われております。令和3年度はどうなるかということにつきましては、コロナの収束状況もあってですね、その辺についてはまだ地方財政対策のほうに明記はされておられませんけども、年度途中でどのような対策が施されるか、正直なところ、まだその辺については情報はございません。

○議長

山口君。

○7番

分かりました。

そのコロナの関係で、さっきちょっと言いましたけど、住民税も当然、非正規雇用の方を中心に、また正社員であったって、企業の業績の関係で収入が減

るということで、当然、新年度に収入が減るから今年度はないんですけれども、ただ、今年度は既に税金の猶予の申請が平群町でもあるということで、その猶予特例債というのも政府はつくってますよね。これ、今回補正にも上がってませんし、新年度予算にもなかったと思うんですが、これは申請なのかどうか分かんないですけど、それについては、町としてはどういう考えを持ってるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまですね、コロナの影響による住民税の猶予の関係についてですね、猶予されてる額があると。200万弱と聞いてますけども、それに対して、確かに猶予特例債というものがございます。この猶予特例債については、令和2年度、3年度に限り、その2年度に限って起こすことができるとされてる地方債で、もちろん発行は可能ではございますけども、平群町にとりましては、その猶予額が200万ちょっとと少額であるということ、またこれは地方債の償還期間が1年以内の満期一括償還ということで、それほどメリットはない。また、普通交付税の算入がなくですね、単なる資金手当てということでございますので、地方債の発行を極力抑制するという意味からも、この猶予特例債の発行は考えておりません。

○議長

山口君。

○7番

それで言うなら、県から22億、平群町が22億もらうわけじゃないですけど、県が新年度予算で22億組んだうちですね、当然、当初予算には入ってませんが、どっかで補正組んでですよ、県からの貸付けがあるわけでしょう。それだって、別に何も交付税に算入されるわけでもなく、ただ金利がないだけです。これはちょっと金利はつきますよね、最低限といえども。さっきの話じゃないですけど、十数万とか、その金さえ、健全化のためにやね、住民から徴収するんだったら、そこまで追い詰められてるんだったら、この200万だって当然、少ないとはいえ、申請するというか、やるべきじゃないかというふうに思いますよ。だから、そこここで全然整合性が取れないですよ。職員の給料カットには熱心やけどということになるわけじゃないですか。職員の給料カットや住民に負担するのは熱心にやって、一方で、もちろん金利つくから、全てええとは言いませんが、それでも二百数十万、今年度入ってくるだけで赤字になるかどうかというふうに言ってる中ではどうなのっていう、これはもう完全

に嫌事ですけどね。いや、そういうふうに思いますよ。その辺は一貫性ないんじゃないかというふうに思いますんで、これは言うておきます。無理に活用せえと言うつもりはありませんけれども。

あとね、これは今回の補正にはないんですが、第3次の国の補正予算で、コロナ対策も含めて、経済対策ですけども、それで第3次の限度額の決まった交付金がありました。以前ちょっと話して、平群町の場合、1億1,261万1,000円ということですよ。コロナ対応で2,444万7,000円、地域経済対策で8,816万4,000円。この予算措置について、中身はまだ決まってないでしょうからいいですけども、これはどのように予算化していくのか、そこだけちょっと説明していただけますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

第3次のコロナの交付金でございますけども、当然内示が先般あったわけでございます。国のほうにはですね、平群町としては、この第3次の交付金は全額令和3年度に繰り越すということで協議を終えております。できるだけ早い時期に令和3年度の補正予算に計上したいと、そのように思っております。こういった内容で補正予算を組むかというところでございますけども、ウィズコロナの中での新たな対策とか支援、また今後のアフターコロナに向けての対応策ということで、今ですね、頭出しを行っているところでございます。

まだ詳細については申し上げることはできませんけども、令和3年度のできるだけ早い時期に補正予算として計上させていただきます。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません、先ほど山口議員からの御質問にちょっと答弁不足してたものがございますので、補足説明させていただきます。

斑鳩のほうのダムの改修事業、これにつきましては、採択基準が事業費2,000万円までといったものでして、斑鳩の施設はそのぐらいの規模のものということです。

平群町の橋本ダムにつきましては、今あるものをそのまま現在造り直すとしたら、工事費だけでも8,000万円ほどかかるということで、設計額、合わせて工事費も含めて2,000万円ではとてもできないということで、斑鳩の場合は適正化事業ということでやっていただいているということです。

水土里ネットといいますのは、いわゆる土地改良団体連合会と同じ意味と取

っていただいて結構です。水土里ネットというのは、全国の土地改良区の全国の組織ということで、水土里ネット奈良というのは、奈良県の土地改良団体連合会ということでございます。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第14号について採決を行います。
本案については原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和2年度平群町一般会計補正予算（第8号）については原案どおり可決されました。
3時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時08分)

再 開 (午後 3時25分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第15 議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課定井主幹。

○上下水道課主幹（定井康人）

議案第15号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第15号について採決を行います。

本案は原案どおり可決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

ここで説明員が代わりますので、しばらくお待ちください。

続きまして

日程第16 議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課川口

主幹。

○上下水道課主幹（川口博司）

議案第16号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第16号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第17号 令和2年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉こども課長。

○福祉こども課長

議案第17号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

この補正も含めてね、今年度の介護保険会計の実質単年度収支見込みはどう

なってますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

令和2年度の実質単年度収支の見込みでございます。約マイナス4,900万円の予定でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

今の数字はあれやな、2月の運協で出した収支見込みやね。当然それは、どこの月で切ってるのか分からんけど、2月の途中ですから、15日やったっけ、何かその辺でやってますよね。その後1か月ぐらいは当然新しい数字が来てると思う。それは加味したものはつくってない。そしたらね、ちょっと聞くけどね、もう来年度、翌年度の要するに返還金とか交付金まで計算しているわけやんか、運協に出した決算見込みで言うと。何でこの数字、返還見込みとか追加交付金とか、今から数字が、正確かどうかは別にして、ある程度つかんでるからやっているとちゃうやけどね、本来国保なんかやったら8月まで分からへんのもよ、前年度の要するに償還金とか追加交付金については。でも、介護はいつも決算のときには出てるんですよ。6月にはもう出てるんですよ、大概。前も1回聞いたか分からんけど、だからもう早うから決まって早うから分かるんやね。国保の場合は2月で切ってそれですよ。介護の場合は3月で切るわけでしょう。

ただ、その前の分がどういうふうになってるのか、ちょっと細かいことは覚えてませんが、正確に言うと、4,880万8,520円の赤字見込みという。でも、来年度、要するに返すやつよりもらうほうが多いから、それが2,160万ほど多いからね。だから、それ引くと、それと前年度、令和元年度は返す部分のほうが多かったから、それも加味すると、令和2年度の今の原課が出してる決算見込みで言うとね、実質単年度収支、それも加味すれば黒字になる。だから、そういうところを見ていろんな計画、本当は立ててほしいのに、そこが全然なんか書き方が非常におかしいんですよ、おたくのは。介護保険会計の運協に出してる資料はですよ。だから、もうちょっと精査してね、だってあしたから新年度予算の審議するわけでしょう。だから、そのときに当然そういうことが問題になるわけじゃないですか。今回これだけ、今回の補正で既に基金の取崩しが1,612万9,000円になってるわけや。本来なら

これが赤字分ということになるんですね。でも、予算上で見れば予備費もあったわけやから、そういうのも加味すると、繰越金もあったからね、基金にそのまま積まずに繰り越している分もあるから、その辺ちょっと計算はしてませんけど。だから、もうちょっとその辺、質問なんで、今言った2月の運協に出した数字でいいですけど、今度の補正はもうそのときには決まってるんか分からんけど、一番直近の月で切ったところと言ったら、見込みとしてはどうなんですかね。この数字は動くでしょう、当然そのままいくわけないから。その辺、今の段階で見た実質単年度収支、どういうふうに見てるか、もう1回答弁してもらえますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

今の見込み、運協に出した数字ということで、これは12月末のちょっと前の数字になってます。最近の状況といいますのはまだ拾ってませんので、今言いました数字とあんまり変わらないかなと思ってます。特別の事情はないと思います。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

さっき言った返還金と追加交付金の予測出てるけど、これはどの辺まで精査されて出てるんですか。適当にじゃないでしょう、もちろん。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

翌年度返還金、追加交付金ということでございます。これにつきましても、12月末で想定した数字だと思いますので、ちょっと細かい数字の見方は確認してみないと分からないところもあるんですけども、その段階での数字でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第17号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和2年度平群町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第18 議案第18号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第18号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

今、特徴と普通徴収の比率を言ってもらったけど、平群町の場合、特徴で滞納は基本的に生まれませんから、普通徴収でどれぐらいの収納率になってるのか。今現在、今年度ですけども、滞納って大体どれぐらい発生してるのか、その点どうですかね。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、今現在の滞納額についてはちょっとまだつかんでおりません。申し訳ございません。それから、普通徴収の収納率は、

ほぼ99%を超えてると思います。それは、後期高齢者に関してはですね、ほぼどこの市町村も99%以上になってますので、甲乙つけがたい市町村の収納率になっております。

以上です。

今現在の収納率はちょっと確認取れてませんので、申し訳ございません。

○議長

山口君。

○7番

奈良県全体ではどうなんですか。平群町は99%を超えてるということですけど、県全体では当然、後期高齢者、広域連合でいろいろ議論もされると思うんですけども、全体としての収納率というのはどうなってるのか、普通徴収でいいですけど、それは分かりますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますけども、県全体の数字というのは、申し訳ございません、つかんでおりません。またお調べさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長

山口君。

○7番

何が言いたいかというとな、広域連合になって、当然さっきの国保税のこともありますが、収納率の違いって当然出ますよね。平群町はどっちかという高いほうだと思んですけども、そういう場合、後期高齢者医療制度が始まったときに聞いたときに、集まった分だけ全て払うんだと。滞納についても、滞納で集まった分で、不納欠損とかそんなのは払わなくていいというような説明だったと私は思うんです、最初に聞いたときね。だから、平成20年のときやと思いますけど。20年というか、19年度から議論してましたから、と思うんですけど。

例えば、極端な話ですよ、90%と100%と10ポイントも違った場合ですね、集めるのが少ないとこほど負担が少なくなるということになってるのかどうか。その辺ね、この間あんまり聞かなかったもんですから、全体としてどうなってるのか。広域になるとほとんど情報が入らないですし、前、消防のときも言いましたけど、本来ね、1年に1回ぐらい、全ての議会に対してですね、広域連合のほうから説明に来るべきやと思うんですよ、きちっとした資料も持

って。2年に1回改定があつて、それも知らんところで決まつてですね、知らんところと言つたら語弊ありますけど、広域連合の議会で決まつて、ほんでもう4月からぽつとこうなるわけでしょう。それを僕らが見るのはもうネットでしか見れないような状況になつてゐるわけですよ。本来、それぞれの地方議員がそれでいいのかという疑問もありまして、ちょっとその辺ね、どういう会議の段階をやっておられるのか知りませんが、平群町が議員に入つてゐるということを、町長や議長が入つてゐるかどうかわかりませんが、ちょっといゝるんな機会を通じて、その辺ね、広域になれば、さっぱりそれぞれの市町村議会では分からないということでは駄目なんで、基本的に、1年に1回ぐらい、決算・予算についてですね、時期はあれですけども、説明するような機会をつくつてもらふべきだと思うんですけど、そういう提案をしていただくわけにいきませんか、町長でも担当課長でもいいですけど。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問ですけども、我々でもですね、決まつた数字を示されるだけということになってます。広域連合の事務局で広域議会のほうに諮られて、それで下りてくるということでございますので、なかなかその辺については難しいかなというふうには思います。当然、広域議会のほうでも、首長さんであれ議員さんも入つておられますので、その中で決められることでございますので、私どもはそこまで介入はできないというふうには思つてます。

○議長

山口君。

○7番

ここで議論することじゃないんで意見だけ言いますが、広域連合の、まず議員の決め方がね、最初だけは全市町村で選挙やりましたけど、あとは欠員になつて中間選挙あるところの議員が広域連合の議員してると、その欠員になつた分だけ選挙するわけですね。そうすると、もう要するに、極端な話、議長会が推薦した人しか通らないというふうに、そういうふうになつてゐるわけです。ほかの都道府県は知りませんが、奈良県はそうなつてゐるわけですね。非常にだからね、民主的でないんですよ。本来、欠員になつたら、あと選ばれた人は残りの任期だけするというのが本来の筋、ここでどうというのではないですが、そういうことも含めてちょっと広域連合で議論すべきだし、さっき言った39ある市町村の代表として出てるわけだから、それぞれの住民に責任を持つ議会に対して、広域連合として説明するのは当たり前のことやと思うんですよ。

だから、言う場所がないのかどうか知りませんが、郡の町長会でも町村議長会でも、そういうところからですね、やっぱり広域連合に対して、もうちょっと民主的な運営を、今の運営の方法についてもそれでいいのかどうか議論するべきだと思うんです、もう十数年になりますからね。そういうことは、いろんな機会ですらやっぱり言ってもらいたいですよ。町長、その辺どう思われますか。これは意見として言うから、別に答弁要らんかったらせんでええですけど、何でもかんでも奈良モデルで、大きいくくりでやるのもいいですけども、さっきも言いました、いいですけども、でもその中で語弊のあることもあるんで、もうちょっとね、民主的に住民の皆さんに、私たちも知らそうと思ったって、なかなか情報が入らないから知らせられないと。ほんで、勝手に値段が決まっていってしまうことになってるものですから、ちょっとその辺は改善するよう、町長のほうからも意見を言っていただくようですね、これはお願いしておきます。

そういう問題点があるということはね、ちょっと担当課のほうでも認識していただいて、ほかの市町村、どういうふう考えてるのか分かりませんが、そういう意見もあるということは何らかの機会ですら話していただければというふうに思いますんで。

平群町の場合、後期高齢者のほうが前期高齢者より人数増えてるわけですよ。もう3,600人ぐらいになるわけでしょう、後期高齢者の方がね。そういう意味では、相当負担をしてるというふうに思うんで。ほんで、99%とびっくりする数字ですから、もうあまりにも真面目過ぎてすごいなというふうに思うんですけど、そういうこともあるんで、ぜひお願いいたします。このことはお願いしておきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第18号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第19 議案第19号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第19号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第19号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第20 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第1号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員大西晃は、令和3年3月19日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年3月3日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 兵庫県神戸市西区糞台5-5-2-1901

氏 名 大西晃

生年月日 昭和19年3月13日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました同意第1号の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、皆様御承知のとおり、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価額に関する不服を審査決定するために設置された大変重要な機関であります。

現在、委員として御活躍を頂いております大西晃氏は、平成15年3月より御活躍を頂いております。今月に3年間の任期の満了を迎えますが、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂きたいと考えております。

大西氏は、生駒市で大西税理士事務所を開設されております。このほか、近畿税理士会奈良県支部連合会会長、また奈良県納税協会相談役等も歴任をされており、委員としては最適であると考えます。御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより同意第1号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第21 同意第2号 教育長の任命に同意を求めることについて
を議題といたします。

町長から提案されました岡弘明君は、自己の一身上に関する事項でありますので、退席をお願いいたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第2号

教育長の任命に同意を求めることについて

平群町教育長岡弘明は、令和3年5月10日に任期満了することから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求める。

令和3年3月3日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字梨本742番地の20

氏 名 岡弘明

生年月日 昭和26年10月27日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第2号 教育長の任命に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て任命することとなっております。

岡弘明氏は、平成27年5月より御活躍を頂いておりますが、本年5月10日で3年の任期が満了いたします。引き続き、平群町のために御活躍を頂きたいと考えて提案をさせていただきます。

岡弘明氏は、教育長の任命以前にも、平群町内の各小学校で教諭・教頭・校長としての経験、さらには平群町教育委員会において指導主事としての実績があり、また教育長として教育行政に非常に熱心に取り組んでいただいております。今後におきましても、教育行政はもとより、町政全般にわたり誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより同意第2号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

岡弘明君の入場を認めます。

御挨拶をお願いいたします。

○教育長

失礼します。

貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。また、このたびは教育長の選任に同意を頂きまして、誠にありがとうございます。しっかりとした目標を立てまして、平群町の教育が充実しますように、全身・全力で頑張ってまいりたい、このように思っております。

議員の皆様方におきましては、御指導・御助言を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議 長

続きまして

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

令和3年3月3日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字越木塚139番地の2

氏 名 小谷友子

生年月日 昭和31年9月27日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました諮問第1号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。前任者が令和3年6月30日で任期満了を迎えることから、新たに小谷友子氏を推薦したいので提案をさせていただきます。

小谷友子氏は、長らく本町保育士として御尽力いただき、平成27年3月に退職されました。その後も本町子育て支援センター相談員としても御活躍を頂き、この間の勤務実績等から人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議 長

お諮りします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

た。

続きまして

- | | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 2 3 | 議案第 2 0 号 | 令和 3 年度平群町一般会計予算について |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 1 号 | 令和 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
会計予算について |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 2 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算に
ついて |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 3 号 | 令和 3 年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 4 号 | 令和 3 年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 5 号 | 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計予
算について |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 6 号 | 令和 3 年度平群町学校給食費特別会計予算につ
いて |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 7 号 | 令和 3 年度平群町介護保険特別会計予算につい
て |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 8 号 | 令和 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予
算について |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 9 号 | 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算
について |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 0 号 | 令和 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予
算について |

以上 1 1 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から令和 3 年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

令和 3 年第 3 回平群町議会定例会において、令和 3 年度平群町一般会計及び特別会計・企業会計の予算を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくとしています。ただし、経済の水準は依然コロナ前を下回っており、感染症が内外経済を下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動等の影響に注視しながら、ちゅうちょなく必要な対策を講ずるなど、現下の厳しい経済情勢に対して万全の対応を行うこととしています。

我が国の財政は、国、地方の債務残高が GDP の 2 倍を超えて膨らむ見込みであるなど、引き続き厳しい状況にある中で、「経済あつての財政」との考え方

の下、経済財政運営に万全を期するとともに、経済・財政一体改革を推進し、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入両面からの改革を推進することとしています。

その中で、地方財政対策については、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減少となる中、地方が地域社会全体のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額については、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないように、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられました。

特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税については、前年度から0.9兆円を上回る額が確保されており、地方公共団体が地域課題に取り組むための配慮がされた内容となっております。

本町においては、中期的に財源不足の見通しとなる非常に厳しい財政状況にあります。昨年11月には奈良県による財政の重症警報発令を受けたところであり、町としてはこの事態を重く受け止め、より強力で実効性のある行政改革の断行が必要であると認識しています。

そのため、緊急財政健全化計画に掲げた健全化の取組事項を着実に推進し、将来にわたり安定した財政基盤を確立することが喫緊の課題であり、現在の町行政を預かる者の使命であると思っております。

令和3年度の町政執行につきましては、産業振興、子育て支援、教育環境の充実、防災・減災の取組、高齢者の生きがづくりや若者の定住化など、これまで実施してきた様々な施策を継承しつつも、財政危機からの転換期となる布石を確実に投げ、次の時代に向けた礎となるよう、不退転の決意で行政課題に対応してまいり所存であります。

続きまして、一般会計及び特別会計・企業会計予算の概要と令和3年度に取り組む事務事業について、順次御説明を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出総額67億3,000万円であり、前年度予算からは4,000万円の増額となっておりますが、本町の厳しい財政状況を鑑みた緊縮型の予算編成となっております。

人事につきましては、新規採用職員として、一般事務職3名、保健師2名、保育教諭2名の採用を予定しています。また、専門的な知識を有する職として、任期つきでの管理職員1名の採用を予定しています。

人材育成につきましては、接遇研修等の実施をはじめ、職員としての最低限度必要な知識能力を身につけるため、町主催の職員研修を継続して実施します。そのほか、アカデミー研修、JIAM研修及び奈良県市町村研修センター主催

の研修にも積極的に職員を派遣します。

また、人事考課制度については、引き続き実施することで、自らの行動に対する気づきを与え、職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、様々な媒体を通じて町政情報等の積極的な発信と住民との情報共有化を図るため、広報紙やホームページ、フェイスブックをはじめとしたSNS、ツイッター等を活用してまいります。引き続き、広報広聴活動の重要性を認識し、効果的に取り組んでまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理及び遊休資産の活用につきましては、遊休財産の民間売却を積極的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。特に、旧中央公民館跡地については、建物の解体工事終了後、速やかに売却をしてまいります。旧西小学校跡地につきましては、利用候補者との協議を進め、早期に利活用ができるよう努めてまいります。また、南保育園跡地等のその他未利用地についても、売却処分に向け取り組んでまいります。

防犯対策事業につきましては、町管理防犯灯の新設・維持管理や自治会管理防犯灯の新規設置・電気使用料に対して補助を行い、犯罪者を生み出さない、寄せつけない防犯環境の構築に向け、取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災備蓄品を町内12か所で分散備蓄するとともに、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えます。

電子自治体の推進につきましては、常に最新の情報セキュリティの動向を注視し、巧妙化する新たな情報セキュリティ上の脅威から住民情報を守ることができるよう、システムを運用してまいります。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用して住民票、印鑑登録証明書、所得証明書が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、マイナンバーカードの発行や住民戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

高齢者福祉施策につきましては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進と高齢者福祉サービスの推進に努めてまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地

域で安心して暮らすことのできる町を目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めます。

子ども・子育て施策の推進につきましては、子育てしやすい社会の実現に向け、取り組んでまいります。西和地域病児保育室の普及促進を図るなど、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、支援を要する子育て世帯における子どもの見守りの体制の強化に努めます。

幼児教育・保育においては、はなさとこども園と、ゆめさとこども園の運営を通じ、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育のさらなる充実を目指します。令和元年10月から実施された幼児教育の無償化に係る施設等利用給付費及び私立幼稚園への預かり保育事業等の給付金を予算計上しています。

就学児につきましては、各小学校での学童保育において、保護者の就労などにより増加する保育ニーズに対応し、定員の増加や人員体制の増員などにより、受入体制の充実を行うことで、子どもの健全育成並びに子育て支援の充実を図ります。

切れ目のない子育て支援を行うため、プリズムへぐりと子育て支援センターに平群町子育て世代包括支援センターを設置しており、会議や事業を通して、情報の共有や連携を図っております。また、乳幼児健診等母子保健情報の利活用を推進するため、健診結果の閲覧や情報連携ができる仕組みを構築していきます。今後も、へぐりのびのび子育てプラン（第3期計画）に基づき、保健、医療、福祉が連携し、住民の皆様との協働により、様々な支援を行ってまいります。

福祉医療事業につきましては、高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動を予定しております。のぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、研修会や講演会を開催する予定です。また、平成26年度に開始した平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男

女共同参画社会の実現に向けた取組を実施します。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、生活習慣病の予防をはじめ、特に保健と介護との一体化に向けた事業を展開し、健康長寿のまちづくりに向け取り組んでまいります。また、平群町自殺対策行動計画の要となるゲートキーパー研修を実施してまいります。さらに、第3次食育推進計画の推進に努めてまいります。

疾病予防事業につきましては、新型コロナワクチン接種に対し、住民の皆様への情報提供や相談及び実施体制を整え、接種希望者が安全で安心して受けていただける体制整備を行ってまいります。

環境衛生事業につきましては、空き地等の雑草除去の指導や不法投棄、野焼きの防止対策を推進し、併せて資源環境型社会の形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や、生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施します。可燃ごみ有料指定袋制によるさらなるごみの減量化に向けた取組を進めてまいります。防犯カメラの設置を行い、不法投棄の未然防止に努めてまいります。その他、河川の汚濁防止を図るため、廃食用油の回収や、合併浄化槽設置に係る補助金助成を行う等、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう、分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については、運転業務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ります。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、施設運用に要する予算を計上しております。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設利用や兵庫県養父市の施設利用など、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための農業次世代人材投資事業（旧新規就農者支援事業）、農作物の被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業及びナラ枯れ対策事業を引き続き実施してまいります。また、新たな事業として、ハイカーの安全を図るため、信貴山城址付近の倒木処理作業と、老朽化した椿井橋本ダムの改修工事のための測量設計業務を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、平群ブランドのPRを強化し、町の魅力を最大限に活用するとともに、WESTNARA広域観光推進協議会を発足し、観光振

興を図ってまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等の所要額を計上しています。社会資本総合交付金等の採択を受けて継続的に実施している橋梁補修工事、主要路線の歩道整備及び舗装・補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげてまいります。さらに、春と秋の環境愛護デーの実施や、各大字自治会への草刈り手数料を予算計上しております。

都市計画につきましては、平群駅西特定土地区画整理事業の保留地処分に係る損失補償金を予算計上しています。

また、適正に管理されていない倒壊等のおそれがある危険な空き家等の解体費用の一部を補助するため、除却補助金要綱を創設し、町民の安全な生活や環境の保全を図ってまいります。

住宅管理につきましては、適切に維持管理するために、社会資本整備総合交付金を活用した内装リフォーム工事費や住宅用火災報知器の取替え費用を計上しております。

公園管理につきましては、中央公園、北公園の運営管理については、公益財団法人平群町地域振興センターを指定管理者とする委託料や、公園遊具の維持補修に係る費用を計上し、公園緑地の適正な運営管理に努め、快適な施設利用を図ってまいります。また、“山のぼっけ”花いっぱいサポータークラブ制度に係る事務経費を計上し、町民の環境美化に対する意識の高揚につなげます。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、地域での防災、減災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのため、自主防災組織結成支援及び承認団体等への活動支援として補助金を交付して、組織づくりの強化に努めてまいります。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の維持・継続と、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、中学校においては、新学習指導要領の実施に伴う指導書等の教材費、昨年度に引き続き、部活動指導員の配置に係る経費を計上しております。また、小中学校ともに、奈良県統合型校務支援システムに係る費用、学校ICT教育推進に係る費用、学校司書等の人件費をはじめ、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携による学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を平群小学校と平

群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財調査研究事業として、古文書調査を実施します。また、生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級などの各種教養講座を開催します。

平群町総合文化センターにつきましては、様々な世代の方々が集い交流するコミュニティー活動の場を提供するとともに、中央公民館、図書館、人権交流センター、三つの施設機能を活用し、文化活動、学習支援並びに人権啓発の推進に努めてまいります。

町立図書館につきましては、新施設の持つ機能を最大限生かし、新しい平群町の情報センターとして生涯学習、社会教育の拠点化を進めるとともに、学校、こども園、関係団体等との連携を深めながら子ども読書活動の推進を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進を行います。体育施設維持管理につきましては、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターと連携し、適正な運営管理に努めてまいります。また、スポーツ振興くじ助成を受け、公益財団法人平群町地域振興センター、一般財団法人くまがしクラブとの共催により、町制50周年の記念イベント、「みんなアスリート☆めぐりスポーツデー」の開催を予定しています。

次に、各特別会計・企業会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、864万5,000円となっております。本事業の貸付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回収業務により一層努力してまいります。

国民健康保険特別会計におきましては、23億2,316万円となっております。国民健康保険は奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対応する予算を計上しています。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防により、療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業を計上しています。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,382万5,000円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用開始いたしました。令和3年度につきましては、施設管理において、集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、併せて、公共用水域の水質保全の観点から、水洗化

の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計におきましては、6,709万円となっております。事業費では、学校給食実施に係る給食食材用費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしくて安全で栄養バランスの取れた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、19億8,038万円となっております。第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に基づき、保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進します。

地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めます。

保健福祉事業費では、新たな移動手段として、デマンド型交通の導入を行い、高齢者の外出手段確保への支援を行います。

奨学資金貸付事業特別会計におきましては、52万5,000円となっております。奨学金の貸付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計におきましては、4億2,600万8,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定化負担金及び総務費に係る事務経費、保健事業に係る人間ドック等総合検診助成費用の計上となっております。

用地先行取得特別事業会計につきましては、1,348万3,000円となっております。将来の役場庁舎建設用地として、平成30年度に、平群駅西土地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得費債の償還金を計上しております。

続いて、企業会計についてであります。

水道事業会計につきましては、業務の予定量として、給水件数8,009件、年間総配水量227万立米、1日平均給水量6,219立米、年間有収水量188万6,000立米であります。主な建設改良事業を2,246万5,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は4億9,772万1,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費をはじめ、各施設の動力費及び水道施設の修繕費、維持管理委託料、そして建物・構築物・機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費を計上し、費用総額は5億867万7,000円とな

ります。

次に、資本的収支のうち、資本的収入については、一般会計からの補助金 8 2 3 万円であります。一方、資本的支出については、配水給水設備費などの建設改良及び企業債の償還金で 3, 8 5 8 万 9, 0 0 0 円となります。

水道水は、住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にて豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入を計上しており、収益総額は 4 億 5, 0 4 1 万 2, 0 0 0 円となっております。これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理負担金のほか、減価償却費を計上しており、営業外費用の主なものとしては企業債利息を計上しており、費用総額は 3 億 8, 8 8 6 万 5, 0 0 0 円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、他会計補助金、国庫補助金、企業債の総額で 1 億 4, 6 9 8 万 4, 0 0 0 円となります。これに対する主な支出として、集中浄化槽区域の緑ヶ丘区地区の不明水詳細調査業務、流量調査業務、管渠改築工事及び国道バイパス東側管渠整備工事等を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道建設負担金など、総額で 2 億 6, 6 7 9 万 9, 0 0 0 円となっております。

引き続き、生活環境の向上、河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

以上、令和 3 年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これら諸施策の推進に当たりまして、万全の注意を払いながら、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました令和 3 年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

お諮りします。

本案については、明日 3 月 4 日木曜日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 4 時 4 6 分)